

令和2年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和2年2月21日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 3時16分

◎出席議員（12名）

1番	小堀道和	2番	高田悦男
3番	石川和美	4番	益子明美
5番	大金市美	6番	鈴木繁
7番	久保居光一郎	8番	小川正典
9番	中山五男	10番	平塚英教
11番	沼田邦彦	12番	阿久津武之

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
病院長	宮澤保春
事務局長兼施設整備室長	塩野目修一
消防長兼総務課長	車和則
総務課長	岡誠
会計管理者兼管理課長兼書記長	深澤昌美
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	南木信男
病院事務次長兼総務課長	澤村雅彦
保健衛生センター所長	石嶋賢一
消防本部予防課長	八木弘志
消防本部警防課長	川俣寿行

◎職務のため出席した者の職氏名

議事係長	石田直人
書記	堀江辰徳
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の承認について)
(組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部について
(組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
(組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
(組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決について
(組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について
(組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第1号)の議決について
(組合長提出)
- 日程第10 (議案第8号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について
(組合長提出)
- 日程第11 (議案第9号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及

び負担の方法について

(組合長提出)

日程第12 (議案第10号) 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会
計予算の議決について (組合長提出)

日程第13 (議案第11号) 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
(組合長提出)

日程第14 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（阿久津武之） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たりまして、組合長の挨拶を求めます。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和2年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会開催に当たり、ご出席いただきましてありがとうございます。

今回は議題が結構あります。皆様に慎重審議のほどお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿久津武之） 本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき議事にはいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿久津武之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

11番 沼田邦彦議員

1番 小堀道和議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（阿久津武之） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（第1号議案）専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の承認について）

○議長（阿久津武之） 日程第3（第1号議案）専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案書並びに表紙をおめぐりになり、令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算第1号をごらんください。

本案は、令和元年10月12日未明からの台風19号による被害で、保健衛生センターのごみ処理施設が浸水し、施設を稼働することができなくなったことから、浸水被害の復旧に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

2ページ第1表をごらんください。歳入歳出予算補正額は歳入歳出それぞれ900万円を増額して、予算総額を23億4,100万円とするものであります。

事項別明細書に従って説明いたします。

4ページをごらんください。2歳入、7款繰越金は前年度繰越金を900万円増額し、1,400万円とするものであります。

次に、5ページをごらんください。3歳出、3款衛生費、2項3目ごみ処理費は、ごみ処理施設災害復旧事業費で、工事請負費を900万円増額して、3億3,627万2,000

0円とするものであります。

以上、提案理由の説明をいたしました。何とぞ慎重審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。中山議員。

○9番（中山五男） 900万円を要したそうなのですが、具体的にどのような工事を行ったのか。その内容について、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） 保健衛生センターの石嶋です。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問について、お答えいたします。今、ご質問いただきました、ごみ処理費の工事請負費の内訳ということでございますが、ごみ処理費、災害復旧事業ということで、900万につきましては、主にごみ処理施設機械設備の災害復旧工事に充てたものでございます。

ごみ処理施設が浸水いたしまして、焼却設備及び受け入れ共通設備が破損したため、排出物、不燃物の排出装置など、そういった焼却炉内の不燃物を定量的に排出する装置の機械設備という、そういったものの修繕に充てたものでございます。

説明は以上になります。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番（中山五男） 1業者でもってこの900万円かどうかわからないですけど、これは予算ですからね。1業者でもって、この復旧事業に当たらせてたということでしょうか。900万といいますと、これは当然入札の執行であったかと思いますが、その辺のところはどのような方法で事務処理をしたのかお伺いします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問いただきました件に関してですが、機械設備の災害復旧工事ということで、契約額につきましては、837万1,000円の契約となっております。1件の契約です。

契約の相手方につきましては、こちらの焼却設備のほうの炉内清掃、また、定期点検とか、そういったものを今年度も実施している業者でございます、そういった現場といたしますか、機械設備と衛生センターの設備に熟知している業者ということで、緊急性も高かったということもありまして、1社による随意契約ということで契約をしております。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番（中山五男） そうしますと、請負業者の見積もりに従って契約をしたんでしょうか。その金額については、837万1,000円ですね。これはどのような積算をして、それはどなたかに内容は検討してもらったんでしょうか。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） こちらの業者につきましては、定期改修工事並びに炉内清掃、そういったもので、常に当センターのほうで、そういう修繕、また、点検整備、そういったものにお世話になっているところでございまして、今回は応急復旧というところから、その辺もございまして、非常事態というような状況でございましたものですから、その辺も、こちらとしましては、慎重に内容を精査したうえで、最終的に、契約額が837万1,000円ということでございますが、当初の段階では、900万円近い金額が提示されまして、それを精査したうえで、最終的な契約が837万1,000円になりましたということで、ご説明させていただきます。

○9番（中山五男） 石嶋所長さん、ごみ処理衛生センターは、毎年毎年、億単位の修理をしているんですが、我々がその予算を見ても、決算書を見ても、果たしてこれは妥当な価格なのかなという検討のしようがないんですよ。これは所長が見ても、設計書を見ても、なかなか難しい、積算できない部分があるんじゃないかと思いますが、この辺のところ、十分これから慎重に処理してもらいたいと思います。わかりました。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ありがとうございます。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。沼田議員。

○11番（沼田邦彦） 緊急を要する工事だったと思いますが、約何日ぐらいかかった工事だったのか伺います。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問にございました件ですが、当初、私どものほうでも、台風19号につきましては、あらかじめ想定はしていたものの、どのぐらいの災害復旧にかかるのかということで、非常に先が見通せない状況の中での対応となりました。

ただいま中山議員のほうからもご質問がございましたが、機械設備の災害復旧ということで、被災直後に業者のほうと連絡をとらせていただきまして、何とか部品の手配、また、業者の手配ということで、19日には1炉が復旧しまして、21日から2炉で焼却が開始できたというようなことで、再開が図れたということでございます。

契約工期については、ただいまの837万1,000円にかかる工期ですが、10月の18日から12月の20日ということです。

○11番（沼田邦彦） 工事期間ですね。工期じゃなくて、工事期間。何日で終了したのか。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） すいません。失礼しました。焼却につきましては、1週間で再開ができました。

○11番（沼田邦彦） 了解です。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。益子議員。

○4番（益子明美） 工事費だけが計上されていますけど、前段として、検査、点検を行っているわけですね。その点検整備関係の予算というのは、どこから出されていたのか。通常の当初予算の点検整備費の中で賄えたのかどうかというのが1点と、この工事

請負費が一般財源となっておりますが、災害復旧に対する事業の国の予算と、何かそれに当たるものというのは、なかったのかどうか。2点伺います。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問いただきました災害復旧対応業務というところになるかと思うんですが、こちらにつきましては、やはり、水害直後ということで、今回、2号の補正予算のほうでも、委託料として補正はさせていただいているんですが、当初予算の中で執行残のもの、また、執行済みのものの中から、そういった対応業務のほうの予算を捻出いたしまして、まず、内容的には早期の対応が必要というところから、水没している水を抜いて清掃、さらに、その機械器具の不具合箇所を特定、そういったところを行うということで、550万円という委託契約をしたところでございます。

予算につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、今年度の当初予算の中から既に執行済みのもので執行残、それにプラスして、また、本日議案として提出してございます補正予算のほうでも、その分を補正する形で対応をさせていただいたというところでございます。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 2点目の財源でございますが、この後の2号補正のほうで、財源の振替をしてございます。当面この900万については、緊急専決処分ということで、繰越金を使ったわけですが、2号補正のほうで国の補助金、それと起債ということで、今回激甚災害に指定されましたので、8割が補助金、残り2割のうち100%起債充当になりますので、そのほうは2号補正のほうで説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） いいですか。

○4番（益子明美） 了解しました。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論にはいりません。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで専決いたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の承認について）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算の承認について）は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する
条例の一部について

○議長（阿久津武之） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部についてを協議いたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員サービスの宣誓に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和元年9月の定例会において可決賜り、本年4月から運用に向け準備を進めているところでございます。

議案書をごらんください。本案は、制度の導入に伴い、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きがさまざまであることを鑑み、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことを明らかにするた

め、条文を第2条第2項に追加するものでございます。

具体的には、採用時にサービスの誓約を行っていただき、当該誓約をもってサービスの宣誓を行ったものとみなすことといたします。

以上、提案理由の説明をいたしました。何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。中山議員。

○9番（中山五男） この条文の中の「別段の定めをすることができる」とありますが、具体的にどのような条文なのか。それと、宣誓は、任命権者に対して、任命権者の前で宣誓をすると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 今のご質問について、お答えさせていただきます。

まず、どのような規程かということなのですが、当組合におきまして、職員のサービスの宣誓に関する条例というのがございます。この中に宣誓書のほうの様式が定められております。

第2条におきまして、新たに職員となった者は、任命権者の目前におきまして、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行うことができないということで定められているところなのですが、先ほど組合長のほうからの提案理由の中でもご説明がありましたが、会計年度の方は短時間勤務や、始業時間がばらばらであったり、任用の手続がさまざまあるものですから、こちらの宣誓のほうは、そのとき、例えば事務方が対応している場合ですと、事務方の前で署名していただきまして、宣誓したものとみなすということで、任命権者がそのときにいない可能性があるものですから、適時対応させていただくというような内容でございます。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番（中山五男） やっぱり任命をするときには、新しく職員を採用するんですから、これは、きちんと任命権者の前で宣誓すべきじゃないかと思っています。私はそれを要望

します。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 原則的にはそのように対応すると考えております。ただ、どうしてもケース・バイ・ケースということは発生すると思いますので、そのときには、その対応をさせていただきたいと思います。

○9番（中山五男） はい、了解しました。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより、討論にはいります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（阿久津武之） 日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

○組合長（川俣純子） 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、当組合員の給与、勤勉手当及び住居手当の改正を行うものです。

また、令和元年6月14日に、成年被後見人等の人権尊重の観点から、成年被後見人等であることを理由に資格、職種、業務等から一律に排除することを見直すため、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法に規定する欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されることにより、所要の改正となります。

詳細につきましては、総務課長が説明しますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） では、命によりまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。第1条につきましては、人事院勧告に基づき、令和元年度に係る支給分の改正となります。

新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が現行となっております。

まず、第22条第2項第1号において、勤勉手当の支給率を規定しており、人事院勧告により、期末・勤勉手当の支給月数が、年間4.45月から4.5月に引き上げる差額0.05月分を勤勉手当で措置することとなったことに伴う改正となります。

具体的には、12月分支給額に0.05月分上乘せし、対処するものでございます。

続きまして、給料表の改正ですが、1ページ「別表第1」から、16ページ「別表第2その3」にかけてでございます。

1ページからの「別表第1」は行政職に、5ページからの「別表第2その1」は、医師に、8ページからの「その2」は、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師等に、11ページからの「その3」は、看護師、准看護師に適用されるものでございます。

こちらは民間の初任給との間に差があることを踏まえ、30歳代半ばまでの職員が在職する号棒の較差を埋めるため、平均改定率0.1%により、給料月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、本年4月に遡って適用することといたしており、のちほど、附則において、再度ご説明を申し上げます。

続きまして、16ページをごらんください。第2条につきましては、令和2年度からの支給に係る改正、並びに、地方公務員法に規定する欠格条項から、「成年被後見人または被保佐人」が削除されたことによる、所要の改正となります。

まず、人事院勧告に伴う改正を説明いたします。

17ページの第10条をごらんください。こちらで、住宅手当の改正をしており、手当支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用いまして、手当額の上限を1,000円引き上げるとともに、支給控除額の見直しを行います。

次に、18ページの第22条にて勤勉手当を規定しておりますが、19ページの第2項第1号後方をごらんいただきますと、改正後欄で、100分の95及び100分の115に下線が引いてありますが、こちらは、先ほどの第1条の説明で、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、今年度は、これを12月期の支給分に上乘せし、対処すると説明したところですが、令和2年度においては、6月期と12月期に、とりあえず0.025月分ずつ振り分けて、均等に支給しようとするものでございます。

以上が人事院勧告に伴う改正の説明となります。

続きまして、地方公務員法に規定する欠格条項から、「成年被後見人または被保佐人」が削除されたことによる改正について、説明いたします。

こちらは、17ページ以降、第21条、21条の2、第22条、第25条にて、期末手当及び勤勉手当について、成年被後見人または被保佐人となり失職した者についても、基準日前1カ月以内であれば、手当を支給するように定められておりましたが、地方公務員法の改正により、成年被後見人または被保佐人になることによる失職がなくなり、これらの文言が不要となりますので、規定の整備をするものであります。

最後に、附則について説明いたします。

まず、施工期日等についてですが、第1条第1項にて、本条例は交付の日から施行するものとしております。ただし、議案第2条中、第22条第2項第1号後方にあります、令和2年度における勤勉手当の支給率を定める改正については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項において、議案第1条中、給料表であります「別表第1」、「別表第2」については平成31年4月1日に、勤勉手当については令和元年12月1日に、それぞれ遡及適用することとしております。

次に第2条は、既に昨年4月から支給された給料については、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございます。

次の第3条につきましては、住居手当に関し、激変緩和という趣旨からの経過措置となります。議案第2条の改正により、改正前後で2,000円を超え減額となる者に対し、令和3年3月31日までの間、2,000円を控除した額を支給するとしております。

最後に、第4条は、今回の改正に伴う詳細な運用事項は、規則へ委任することとしております。

なお、本改正条例が可決されたのちには、速やかに公布し、3月13日の給与支給日にあわせて、引き上げ差額分の支給処理を行っていく予定としていることを申し添えさせていただきます。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。平塚議員。

○10番（平塚英教） 人事院勧告に基づいて、4月に遡って引き上げるということでございますが、後から補正予算の第2号が審議されると思うんですけど、その一般職の総括を見ますと、人員が3名減って、最終的には、給与もマイナスになっているんですけども、あれもこれもの質問になっちゃうんですけど、普通は給与が引き上がれば、その分だけ人件費は上がるのかなと思っているんですけど、総体的には上がった部分というのは、幾らぐらいの額なんですか。

それと、職員3名減になっていますけど、これはいかなる理由なのか。その2つですね。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） まず、ご質問がありました給料の増額分なんですが、給料としましての増額は、順不同になってしまうんですが、一般会計補正予算の第2号、議案第5号のほうの給料費明細のほうの10ページをちょっとごらんいただきたいんですが、この下のほうに、(2) 給料及び職員手当の増分149万6,000円。こちらは給料分になります。

その次のページ、11ページにございます職員手当の勤勉手当改正に伴う増分、206

万4,000円になります。

もう一点の職員の減の件なのですが、まず、一般管理の事務分として、当初予算では1名余計に計上させていただいていました。その分が1人、あと、消防が2名退職していますので、その分を減らしております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番（中山五男） 給与条例の改正は、極めて難解なんですよね。後ろに附則がついているものですから、それもきちっと読まないとはですね、実際、いつからどうなるのかわからないというような状況なんです。いずれにしても、今回は、給料表の改定と勤勉手当の改定、それから住居手当の改定、この3つじゃないかと思うんです。そのうちの給料表の改定については、平成31年4月1日に遡って改定する。これでよろしいんですね。

○総務課長（岡誠） はい。

○9番（中山五男） それと、勤勉手当ですが、これは那須烏山市の場合は、今年の11月末に臨時議会を開いて、あ、臨時議会じゃなくて、11月にもう決定、議決をしているんですよね。この勤勉手当については、去年の12月支給分については、100分の92.5から5%引き上げて、100分の97.5ということですね。それで、今度はさらに、今年、令和2年の4月から0.25引き上げて、100分の95にすると。これでよろしいんでしょうか。

それともう一つ、住居手当については、月額1万2,000円が、令和2年4月から1万6,000円になる。この3つの改定でよろしいのかどうか。これが1点。

もう一つお伺いしたいんですが、人事院勧告に関する改正案ですが、那須烏山市の場合は、今言ったとおりの改正をしていますが、那珂川町さんの場合は、同様な改正されているんでしょうか。もし、改正されていないとすれば、那珂川町、那須烏山市、この広域行政の職員の方々に差が出てきますから、その辺、どうなのかなと質問します。

○議長（阿久津武之） その件については大丈夫ですか。答えますか。

○副組合長（福島泰夫） 町の件については、まことに申しわけございませんけれども、

この場でお答えできません。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） まず、1点目の給料表の改定に関しましては、議員がおっしゃったとおり、31年4月1日に遡っての改正となっております。

続きまして、率に関しましては、31年度につきましては、4.45で計上していたところなのですが、今回、4.5になるものですから、その差額分についての0.05を12月に加算しまして、その差額0.05を12月に支給します。来年度4月以降については、それを半分ずつに分けて、0.025ずつに均等に分けるというような内容となっております。

○9番（中山五男） 住居手当はそれでいいんですね。

○総務課長（岡誠） 住居手当につきましては、支給の対象になる下限が、今までの1万2,000円を超えるものが対象だったんですが、1万2,001円以上ということですね。今後は、1万6,001円以上の方が、家賃、住居手当の支給の対象になると考えています。現行におきましては、支給の上限が、計算しますと、2万7,000円が上限なんです。そちらが2万8,000円まで、1,000円増額になるということになっております。

以上でよろしいでしょうか。

○9番（中山五男） はい。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論には入りません。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する

る条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

○議長（阿久津武之） 日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議題といたします。提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第4号、南那須地区広域行政事務組合、保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿処理手数料について、消費税分の値上げのための改正を行うものであります。

詳細につきましては、保健衛生センター所長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

このたびのし尿処理手数料の改定につきましては、昨年10月に消費税率が8%から10%へと引き上げが行われたことを受けまして、消費税増税分の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、タンク容量1,800リットルの汲み取り自動車1台当たり540円を550円に引き上げるものであります。なお、附則の施行期日につきましては、令和2年4月1日と規定しております。

以上、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、ご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。中山議員。

○9番（中山五男） これは10円引き上げることになりますね。10円引き上げたことによって、どのぐらい増収になるかと思ひまして、去年の決算書、し尿の受入額から計算しますと、8万円ぐらい増額になるのではないかと、私なりに計算をしてみたんです。ところが、これから上程されます予算書を見ますと、逆に429万円なんですね、予算書では。逆に減っているんですね。そこら辺のところは、どのような計算から、減額にしたのか。この辺のいきさつについて、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

保健衛生センターの条例の一部改正にかかるものでございますが、この改正に伴います、し尿処理手数料の影響額についてということになるかと思ひます。

こちらにつきましては、対前年度と比較いたしまして、昨年度は、一月当たり670台、見ていたところを、令和2年度は月当たり650台ということで、月当たりの搬入車両台数を20台ほど減で見込んでおります。

このようなことから、消費税増税分、2%の改正分の値上げというところでございますが、10円を上げたというような形にはなりますが、予算ベースでは、5万1,000円の減となっておりますことをご説明とさせていただきます。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑はありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論にはいります。討論はありませんか。平塚議員。

○10番（平塚英教） 議案第4につきましては、昨年10月からの消費税10%増税に伴って、手数料を4月から540円を550円に10円引き上げるというものでございます。基本的には、業者のものではございますけれども、業者におきましても、今度は、一般家庭からのし尿処理について、当然、その分だけ消費税を上げて料金を取るということに連動しますので、消費税は増税に私は同意できません。なおかつ、5%に引き下げるべきだという訴えを行いまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） ほかに、賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。反対討論がありましたから、起立により採決いたします。議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（阿久津武之） 起立多数を認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第5号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

◎日程第8（議案第6号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について

◎日程第9（議案第7号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補

正予算（第1号）の議決について

○議長（阿久津武之） 日程第7（議案第5号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、及び、日程第8（議案第6号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、日程第9（議案第7号）令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について。この3議案は関連がありますので、一括で議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第5号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、議案第6号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、並びに、議案第7号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第5号 一般会計補正予算（第2号）につきまして、概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,223万1,000円を増額いたしまして、予算総額を23億5,323万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金においては、地方交付税算入額の確定により504万9,000円減額の21億8,116万6,000円とするものであります。

繰越金は、前年度繰越金の確定により、253万5,000円増額の1,653万5,000円とするものであります。

組合債は、災害復旧事業債を320万円の追加、消防債は、消防施設整備費の確定により340万円の減額で、4,510万円とするものであります。

国庫支出金は、災害復旧事業費に係る補助金で、1,463万8,000円を見込みました。

次に、歳出についてですが、総務費は人件費の精査及び財政調整基金への積み立てにより、195万3,000円の増額の1億367万9,000円とするものであります。

衛生費は、斎場費、ごみ処理費や一般廃棄物処理施設整備費等の精査、保健衛生センター設備基金への積み立てにより、1,624万4,000円増額の12億3,508万7,000円とするものであります。

消防費は、人件費や維持費の精査、消防施設整備費の確定により、596万6,000円減額の8億3,561万5,000円とするものであります。

次に、議案第6号 負担金の額の変更につきまして、概要を申し上げます。

負担金の額の変更につきましては、補正予算でもご説明いたしましたように、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額を変更するものでございまして、組合格約第13条第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第7号 病院事業会計補正予算につきまして、概要を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、昨年の台風19号により被災を受けた医療機器の更新等によるもので、資本的収入及び支出予算の支出を586万5,000円増額、その財源として国庫補助金388万6,000円の増額補正を行うものであります。

以上、議案第5号、6号並びに第7号について、概要を説明したところでありますが、議案第5号、第6号につきましては管理課長に、第7号につきましては病院総務課長に詳細を説明させますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 議案第5号並びに議案第6号について説明申し上げます。

初めに、議案第5号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費や、地方交付税分の確定、国庫補助金の追加などのほか、年度末を迎え、各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い、編成したものであります。

補正予算書（第2号）の2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1,223万1,000円を増額し、予算総額を23億5,323万1,000円とするものです。

3ページをごらんください。

「第2表地方債補正1追加」は、保健衛生センターにおける災害復旧事業に伴う起債で、限度額を320万円とするものです。

「2変更」は、消防設備整備事業で、水槽付消防ポンプ自動車の事業費が確定したことから、340万円減額して、4,190万円にするものです。

続いて、事項別明細書に従って説明しますので、5ページをごらんください。

歳入から説明いたします。1款分担金及び負担金は、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことから、1項2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金は、病院負担金で233万7,000円を減額、斎場費負担金で281万7,000円を減額するものです。

2節清掃費負担金は、し尿処理費負担金で、10万4,000円を増額し、ごみ処理費負担金で1,000円を減額するものです。

3目消防費負担金は2,000円を増額するものです。

4款財産収入1項1目財産貸付収入は、広域センター2階の事務室を南那須医師会へ貸し出した施設賃貸料で、20万円を増額するものです。

2目利子及び配当金は、財政調整基金など4つの基金の利子収入で、利率の確定により、10万7,000円を増額するものです。

7款繰越金は、前年度繰越金の確定により、253万5,000円を増額するものです。

6ページをごらんください。

9款組合債1項1目消防債は消防設備整備事業の確定により、340万円を減額するものです。

2目衛生債は、災害復旧事業に係る起債で、し尿処理施設、ごみ処理施設合わせて320万円を計上するものです。

10款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金は、災害復旧事業に係る補助金で、災害廃棄物処理事業費補助金を127万2,000円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を1,336万6,000円計上するものです。

なお、今回の災害復旧事業は激甚災害に指定されましたので、補助率は80%、起債の充当率は100%で見込みました。

続きまして、歳出について説明いたします。7ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費は、人事異動及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費の精査で、836万円を減額するものです。

2目財政管理費は、財政調整基金への積立金、1,031万3,000円を増額するものです。

3款衛生費1項1目保健衛生総務費は、病院事業整備基金の利子確定により、積立金5,000円を増額するものです。

2目斎場費は、火葬業務の委託料及び、設備改修の工事請負費の事業費確定により、178万円を減額するものです。

2項1目清掃総務費は、人件費の精査及び、保健衛生センター施設整備基金の積立金で、

2,459万4,000円を増額するものです。

8ページをごらんください。

2目し尿処理費は、事業費の精査及び施設運転業務委託料の事業費確定により、940万円を減額するものです。

3目ごみ処理費は、人件費の精査及び災害ごみの処理委託料の増加に伴い、487万4,000円を増額するものです。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、人件費の精査及び計画策定業務委託料などの確定により、152万7,000円を減額するものです。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、旅費及び訴訟事務委託料の精査により、52万2,000円を減額するものです。

9ページをごらんください。

4款消防費1項1目消防総務費は、人件費の精算及び、消防設備施設整備費の負担金の確定により526万6,000円を減額するものです。

5目消防施設整備費は、水槽付消防ポンプ自動車の事業費確定により、70万円を減額するものです。

10ページから13ページは給与費明細書となっております。

14ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書となりますので、ご高覧をお願いします。

以上で、議案第5号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和元年度負担金の額の変更について、説明いたします。

今回の変更は、議案第5号で説明しました、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴うものです。

那須烏山市の負担額が、504万9,000円減額の14億5,287万9,000円となり、負担金の総額が21億8,116万6,000円とするものです。

以上で、議案第5号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）、並びに議案第6号 令和元年度負担金の額の変更について、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 続きまして、令和元年度病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の1ページをごらんいただければと思

います。

第1条は総則、第2条は資本的収入及び支出の補正でありまして、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,006万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,006万2,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,204万1,000円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,191万8,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入額を388万6,000円、資本的支出額を586万5,000円増額するものでございます。

なお、補填財源の12万3,000円につきましては、平成30年度決算におきまして、消費税制に伴い発生したものでございます。

それでは、補正予算の明細につきまして、説明を申し上げたいと思いますので、5ページのほうをごらんいただければと思います。

支出のほうからご説明を申し上げます。1款1項1目有形固定資産購入費の583万円の増額補正につきましては、昨年の台風19号により被災を受けました、放射線画像管理システムサーバーを更新するための購入費でございます。2階のサーバー室の天井裏に換気ダクトから雨水がはいり込み、サーバーに水がかかり、使用不能となったことによるものでございます。

次に、2項企業債償還金の3万5,000円の増額補正につきましては、前年度の予算編成時におきまして、借入の利率を0.2%で積算しておりましたが、実借入時の利率は0.01%であったことによりまして、元利償還金等により、不足が生じたことによるものでございます。

次に、収入でございますが、被災を受けました医療機器の更新に当たり、国の医療施設等災害復旧費補助金の対象となりますので、388万6,000円の増額補正を行うものでございます。なお、補助率は3分の2であります。

以上で、令和元年度病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。平塚議員。

○10番（平塚英教） まず、議案第5号の中で、災害復旧事業債は320万、地方債補正というのがあります。それで、先ほど専決処分で900万のごみ処理場の焼却炉の改

修をしたわけですね。正式に873万2,000円ですかね。それも含めて、その320万ということですけど、この80%補助、残りの20%起債するというのが、ちょっと意味がよくわかりませんので、その辺の、もう一度、説明をお願いします。

それと、ページは5ページですけども、財産収入の中で、財産貸付収入というのがあります。施設賃借料ということで20万。これは施設を貸し出した、その収入をということなんですが、医師会にその施設を貸し出して、回数が何回かわかりませんが、そこで賃代をいただいたというような理解でよろしいのでしょうか。その辺の説明をお願いしたいなと思います。

あと、議案第6号でございますが、今回、504万9,000円減額変更ということでございまして、これは那須烏山市に限るということでございます。中身を見ますと、ほぼ交付税算入分が減額になっておりますが、これは何か交付税が来なくなった理由があるのかどうか。減額になった理由ですね。もう一度、ご説明を願いたい、このように思います。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 私のほうから、1点目の災害の起債の関係で説明いたします。

当該災害は、専決補正予算は900万でしたが、災害全体の総額費用というのは約3,000万ほどかかってございます。それは既存の予算の範囲内でできたもの、また、新年度予算に回したものを、合わせて約3,000万円あります。

さらに、その中で補助対象となっているのが約2,000万円。そのうち、今回の2号補正によりまして、補助対象のうちの8割程度を国庫補助金で見て、その残りの2割を100%充当の起債で予算の振替をしたという形で、若干数字が前後して、合わないことがありますが、全体の災害復旧工事の中での補正予算とご理解いただければと思います。

3点目の負担金の額、那須烏山市の負担金が504万9,000円減額となりましたが、こちらにつきましては、例年、交付税が年度途中で確定をします。今回は、病院費と斎場費が約230万、280万ということで、大きく減額になっておりますが、交付税の算定がすごく複雑なわけなんです。簡単に言いますと、病院のほうについては、補正係数が下がったことによって、230万円の減額、斎場費については、人口割に対する交付税単価、こちらがやはり下がったことによって減額というのが主な理由となっております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 総務課長。

○総務課長（岡誠） 私のほうから、財産の貸付収入について、お答えさせていただきます。

南那須医師会なんですけど、平成31年6月から隣の部屋を使っています。こちらのほうは、以前いました烏山の健康福祉センター、こちらがちょっと電気回線にトラブルがあるものですから、使えないということで、31年6月から、ほかのところに入っています。ということで、回数ではなく、基本的には年間の契約ですので、今回については、年度途中なので、10カ月分、月2万円で、20万円で計上しております。

以上です。

○10番（平塚英教） はい。わかりました。

○議長（阿久津武之） 久保居議員。

○7番（久保居光一郎） 議案第5号 一般会計補正予算（第2号）の3款5目敦賀市民間最終処分場対策費。これは、52万2,000円減額になっておりますけれども、この最終処分場対策の問題について、どんな動きがあったのか、ちょっとわかれば教えてください。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） お答えしたいと思います。

この裁判につきましては、今年度ですと、5月、8月、11月、2月、4回裁判は行われておりまして、原告、被告ともども、お互いの主張を、現在述べているということで、まだ判決等の見通しは立っていない状況であります。

以上です。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。中山議員。

○9番（中山五男） 一般会計補正予算の、5号、6ページに、国庫補助金1,463万8,000円となっていますね。先ほどの説明では、補助率の80%とありますが、この1,

463万8,000円のうち、災害廃棄物処理事業補助金が127万2,000円ですね。それで、廃棄物処理施設災害復旧事業補助金が1,336万6,000円となっていますが、それはいずれも80%の補助率だったのでしょうか。

それと、具体的に、この事業でどんな仕事をしたのか、これについてお伺いをしたいと思います。

次に、めくって、8ページに、途中、ごみ処理施設ですね。ここの委託料は450万となっていますが、この委託料とは、これは設計書とかの委託料なのか、それとも、衛生センターでは処理のできないものをいずれかに処分を委託した委託料なのか。これの内訳についてお伺いをしたいと思います。

それと、組合で負担金については、わかりました。

それに、7号の病院会計の補正の5ページなのですが、ここに医療施設の災害復旧補助金233万8,000ということでした。先ほどの説明ですと、被災した医療費の3分の2が補助だと言われましたが、これは具体的にどんなものが被災されたのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

それと、その下にも、今度は支出のほうで、機械備品の購入費583万とありますが、これは、結局、災害で被災したものの買い替えなのか、その辺のいきさつについて、お伺いします。

以上です。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 6ページの補助率の関係ですが、今回、先ほど申しましたように、3,000万ほど、契約件数に関しては、十五、六件あると思うんですが、そのうち補助対象となったがもの約10件。先ほど8割と言ったんですが、それは復旧事業費の施設のほうについては8割でございます。ごみ処理運搬、塩谷広域さんのほうに、70トンほどごみ処理を委託したんですが、こちらについては、申しわけないんですけど、50%の補助率となっております。

8ページの450万につきましては、ごみ処理施設の災害対応業務委託についての委託業務となっております。実質確定額は394万ほどということで、中身についての内訳なのですが、先ほど言ったように、委託業務で塩谷広域さんに持って行ったので、約250万ほど。し尿処理施設のほうでは、施設の災害復旧、予備貯留槽ポンプ類の復旧工事、受け入れ貯留槽の動力盤の修繕等々で、530万円ほどかかっております。あと、ごみ処

理施設のほうでは、一番最初に言った、水抜き等の作業委託、そのほか、施設の復旧、電気設備の修繕等々、1,100万ほどが補助対象となっております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 先ほどご質問がございました補助金の対象の医療機器はどのようなものかということでございますが、これにつきましては、放射線の画像管理システムサーバーというものがございまして、それを更新するためのものでございますが、このサーバーにつきましては、放射線の一般撮影するものとか、CT、MRIといった、画像撮影の装置のほうから受信しましたデータを保管、閲覧、管理するシステムの一部のサーバーになります。

以上です。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。

質疑を終わりたいと思います。

これより討論には入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。採決に入らせていただきます。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決

いたしました。

続きまして、議案第6号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和元年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで10分の休憩といたします。再開は11時25分といたします。

【休憩】（午前11時17分）

【再開】（午前11時25分）

◎日程第10（議案第8号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について

◎日程第11（議案第9号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第12（議案第10号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（阿久津武之） 再開いたします。

日程第10（議案第8号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び、日程第11（議案第9号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担

金の額及び負担の方法について、日程第12（議案第10号）令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、3つの議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第8号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、議案第9号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、議案第10号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号 令和2年度一般会計予算につきましては、概要を申し上げます。

本組合において、自主財源の確保は限定的であり、財源の大部分は構成市町の負担という状況の中で、引き続き厳しい財政状況が続くと予想され、本格的に急激な人口減少を迎え、前例主義の対応から視点を変えた発想での効率的な組合運営を求められております。

これらのことから、令和2年度予算は、厳しい財政状況を再認識し、前例や慣例にとらわれることなく、予算編成に努めることは無論のこと、事務事業全般について、知恵と工夫をもって編成作業に取り組んだものであります。

令和2年度一般会計予算の総額は前年度予算と比較いたしまして、4,000万円減額の歳入歳出それぞれ22億9,200万円とするものであります。

まず、主な歳入について説明を申し上げます。

分担金及び負担金は構成市町から負担金であり、前年度比3,549万7,000円減額の21億5,071万8,000円とするものであります。

次いで、繰入金の前年度比2,500万円増額の5,500万円。使用料及び手数料が1,547万円増額の5,171万1,000円とするものであります。

主な歳出について説明を申し上げます。

衛生費は、病院事業への繰出金、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費、一般廃棄物処理施設整備費などで、前年度比4,616万4,000円増額の12億5,600万7,000円とするものであります。

次に、消防費で、人件費、消防施設、車両の維持管理費などで、前年度比3,187万7,000円減額の8億948万4,000円とするものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、歳出全般にわたりまして、前年度に引き続き、極

力、計上経費の削減に努めたところであります。

次に、議案第9号につきまして、概要を申し上げます。

こちらは、令和2年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規則第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 令和2年度病院事業会計予算につきまして、概要を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むものとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としております。

このため、那須南病院においても、救急医療の確保、高度医療の推進及びへき地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心して医療を受けられる環境整備、並びに効率的な病院運営に日夜努めているところであります。

そのような中、令和2年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,275人、外来で8万568人と見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益、病院事業費用それぞれ29億2,400万円とするものであり、前年度に比べ0.9%、2,700万円増額となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を2億7,942万7,000円、資本的支出を3億6,696万円とし、収支不足額の8,753万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、概略について説明を申し上げますが、那須南病院は本地域唯一の2次救急医療を担う病院群輪番制病院であります。

また、平成2年度開院からおよそ30年が経ち、建物の施設・設備の老朽化が進んでおりますので、今後も継続して地域医療の提供を図るため、病院の大規模改修も見据えた検討を進めていく必要がありますことを、十分にご理解いただき引き続きご支援のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、議案8号、第9号並びに第10号について概要を説明したところでありますが、議案第8号、第9号につきましては管理課長に、第10号につきましては病院総務課長に詳細を説明させますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。提案の理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 議案第8号並びに議案第9号について、説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和2年度一般会計予算について説明いたします。

予算書の2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,200万円となり、前年度比4,000万円の減額とするものです。

4ページをごらんください。

第2表債務負担行為については、保健衛生センターの新施設整備計画に伴うもので、令和2年度から令和3年度の2カ年事業で実施予定の一般廃棄物処理施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務について債務負担行為をするもので、期間は令和3年度、限度額は1,061万5,000円とするものです。

6ページをごらんください。事項別明細書に従って説明いたします。歳入から説明します。

1款分担金及び負担金、1項1目総務費負担金は、事務局の運営経費で、対象経費の削減により、1,015万9,000円減額の7,283万1,000円とするものです。

2目衛生費負担金は4,224万円減額の12億6,738万8,000円とするものです。

増減の主なものを説明しますと、病院負担金は、病院事業会計への負担金、補助金が増加し、交付税による歳入見込みが減少したことにより、1,150万5,000円の増、斎場費負担金は、炉の改修工事が終了したことなどにより、5,987万7,000円の減額となります。

ごみ処理費負担金は、工事請負費や備品購入費などの増により、354万5,000円の増額となります。一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、平成26年度から積み立てを開始し、令和2年度で7年目となるもので、前年度同額の9,000万円となります。

3目消防費負担金は、人件費及び北東地区消防指令センターへの負担金の増により、1,690万2,000円増額の8億1,049万9,000円とするものです。

1款分担金及び負担金の合計は、3,549万7,000円減額の21億5,071万8,000円で、歳入総額の93.8%を占めております。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、斎場使用料で、前年同額の720万円とするものです。

2項1目衛生手数料は、し尿処理手数料及びごみ処理手数料を4月1日から料金改定することにより、1,530万9,000円増額の4,389万円とするものです。

2目消防手数料は、危険物施設設置許可手数料で16万1,000円増額の62万1,000円とするものです。

3款国庫支出金、1項1目、衛生費国庫補助金は、一般廃棄物処理施設整備基本計画作成に伴う循環型社会形成推進交付金で、353万8,000円とするものです。

7ページをごらんください。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金は、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の引き下げに伴い、86万2,000円減額の886万2,000円とするものです。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入は、自動販売機及び施設の賃貸料で28万円とするものです。

2目利子及び配当金は、各種基金の預金利子で、33万7,000円とするものです。

2項1目財産売払収入及び6款寄附金は、科目存置とするものです。

8ページをごらんください。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、前年度同額の3,000万円とするものです。

2目保健衛生センター施設整備基金繰入金は2,500万円とするものです。

8款繰越金は、前年度同額の500万円とするものです。

9款諸収入、1項1目過年度収入及び2目弁償金は、科目存置とするものです。

3目雑入は、資源ごみ売払数量の減少のため、274万2,000円減額の1,655万円とするものです。

組合債は、本年度起債予定がございませんので、廃款とするものです。

続いて、歳出について説明いたします。9ページをごらんください。

1款議会費は、議員各位の報酬や事務経費などで、隔年実施の議員視察研修がない年がありますので、前年度比39万9,000円減額の100万5,000円とするものです。

2款総務費、1項1目一般管理費は、正副組合長ほかの報酬、事務局職員99名の人件費のほか、事務経費などで959万6,000円減額の8,973万6,000円とするものです。

11ページをごらんください。

2目財政管理費は、公会計システムの保守委託料やリース料、予算書・決算書の印刷費などで、248万4,000円とするものです。

2項1目監査委員費は、監査委員2名分の報酬、10万円とするものです。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、在宅当番医制事業委託料は減額となりますが、那須南病院に対する負担金・補助金が増加したため、1,028万7,000円増額の5億

8,006万4,000円とするものです。

12ページをごらんください。

2目斎場費は、需用費や火葬業務委託料などで、炉の改修工事の終了に伴い、1,334万5,000円減額の3,254万5,000円とするものです。

2項1目清掃総務費は保健衛生センター5名分の人件費のほか、事務経費で10万9,000円減額の3,847万2,000円とするものです。

14ページをごらんください。

2目し尿処理費は、薬品等消耗品費や光熱水費、運転維持管理業務委託費、定期改修工事などで、需用費や工事請負費の増で610万7,000円増額の1億2,704万8,000円とするものです。

3目ごみ処理費は、職員9名分及び会計年度任用職員の5名分の人件費、薬品等消耗品費や光熱水費、焼却灰や不燃物残渣の処分委託料、定期改修工事、進入路改修工事などで、工事請負費の増などで3,876万7,000円増額の3億6,603万9,000円とするものです。

16ページをごらんください。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、職員1名分の人件費のほか、施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務委託料、一般廃棄物処理施設整備基金積立金などで、委託料の増で444万8,000円増額の1億1,009万5,000円とするものです。

17ページをごらんください。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、裁判の打ち合わせ、出廷旅費、訴訟事務委託費で174万4,000円とするものです。

4款消防費、1項1目消防総務費は、職員98名分の人件費のほか、消防車両などの維持経費、各種装備やシステムの点検手数料、各種負担金などで、人件費及び消防通信施設整備費負担金の増で1,854万6,000円増額の8億728万5,000円とするものです。

20ページをごらんください。

2目消防施設整備費は、設備車両等の更新予定がないことから5,042万3,000円減額の219万9,000円とするものです。

5款公債費、1項1目元金は、償還終了が7件、新規が2件となり、4,300万9,000円減額の1億2,697万8,000円とするものです。

2目利子は、147万3,000円減額の120万5,000円とするものです。

3目公債諸費は、科目存置とするものです。

6 款予備費は、前年度同額の 5 0 0 万円とするものです。

以上が一般会計の歳入歳出の概要となります。

2 1 ページから 2 7 ページは給与費明細書、2 8 ページは債務負担行為に関する調書、2 9 ページは地方債の現在高に関する調書、3 0 ページは負担金明細書となります。

また、別冊の「当初予算の概要」は参考資料となります。ご高覧をお願いいたします。

以上で議案第 8 号 令和 2 年度一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号 令和 2 年度負担金の額及び負担の方法について説明いたします。

横長の表をごらんください。

負担金の額につきましては、当初予算に対応するものであります。

那須烏山市の負担金は、地方交付税分を含め、1 4 億 3, 9 7 7 万 6, 0 0 0 円となり、前年度比 1, 8 1 5 万 2, 0 0 0 円の減額となりました。

那珂川町の負担金は、7 億 1, 0 9 4 万 2, 0 0 0 円となり、前年度比 1, 7 3 4 万 5, 0 0 0 円の減額となりました。

負担金の合計は、2 1 億 5, 0 7 1 万 8, 0 0 0 円となり、前年度比 3, 5 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額となりました。

以上で議案第 8 号 令和 2 年度一般会計予算並びに議案第 9 号 令和 2 年度負担金の額及び負担の方法について、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 続きまして、令和 2 年度病院事業会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをごらんいただければと思います。

第 1 条は総則。

第 2 条は業務の予定量を定めたもので、病床数は、前年度と同じ 1 5 0 床、患者数は、入院が年間 4 万 9, 2 7 5 人、外来が年間 8 万 5 6 8 人、1 日平均患者数は、入院が 1 3 5 人、外来が 3 3 2 人を予定しております。

また、主要な建設改良事業が、有形固定資産購入事業といたしまして、1 億 5, 2 5 4 万円、施設整備事業といたしまして、2, 3 7 6 万円と定めるものでございます。

事業の内容につきましては、この後の 4 条予算のところでご説明を申し上げたいと思います。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ29億2,400万円を予定いたしました。前年比で2,700万円、0.9%の増となっております。

それでは、予算の明細につきまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、25ページをお開き願えればと思います。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益は、15億1,548万円で、1日当たりの患者数は、前年度と同人数でありまして、内科等86人、眼科4人、療養病床45人での収益を計上いたしました。前年度比415万2,000円の減は、診療日数の1日減によるものであります。

なお、病床利用率は、一般病床、療養病床とも90%を見込んでおります。

2目外来収益は8億4,116万8,000円で、1日当たりの患者数は、前年度と同人数の内科等320人、人工透析18人による収益を計上いたしました。前年度比2,311万6,000円の増は診療日数の3日増と、内科等の単価を元年度の実績をもとに、180円増にしたことによるものであります。

3目その他医業収益は、7,221万円で、室料差額、人間ドック及び診断書等作成料を計上いたしました。前年度比65万8,000円の増は、消費税2%の増税によるものでありまして、元年度の予算は4月から9月までが消費税8%でありましたが、2年度につきましては、4月から10%になりますので、6カ月分の増ということになります。

4目他会計負担金は、1億6,028万3,000円で、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でありまして、救急医療の確認に要する経費等になります。

また、増の要因につきましては、医療技術員の確保経費等の増によるものであります。

2項医業外収益、1目受取利息配当金は、預金利息であります。

次のページをお開きいただければと思います。

2目他会計負担金、3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金でありまして、他会計負担金の増は、リハビリテーション医療体制の充実を図ったことによります、人件費等の増によるものであります。

また、他会計補助金の増は、基礎年金拠出金、公的負担金の負担率の増による増であります。

4目補助金の増は、へき地巡回診療事業補助金の対象経費の増によるものであります。

5目患者外給食収益は、職員等への食券の売払収入、6目長期前受金戻入は、平成26年度の地方公営企業会計制度の改正により、みなし償却が廃止されたことに伴い、補助金にかかわる減価償却費分を収益化したもので、現金を伴わない収入ということになります。

7目その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料収入のほか、那須烏山市病児保育事業の委託料収入等によるものであります。

3項特別利益1目過年度損益修正益は、科目存置であります。

次に、支出につきまして、ご説明いたしますので、28ページをお開きいただければと思います。

1款病院事業費用、1項医業費用1目給与費は、看護師の育児休暇後における短時間勤務者の増により、夜勤者の確保を図るため、看護師を2名増、事務職につきましては、元年度の実績をもとに、8名減といたしました。

また、非常勤医師及び非常勤職員の人件費につきましては、賃金の予算科目に、今まで計上をしていたところではありますが、令和2年4月から、会計年度任用職員制度の開始に伴い、給料、手当、報酬、法定福利費の数カ所の科目に計上しております。前年度比374万6,000円増の17億7,211万2,000円を計上いたしましたところでございます。

2目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費など、3億8,226万8,000円を計上いたしました。前年度比231万6,000円の増は、食事摂取量が低下している患者に対しては、栄養補助食品で補っているところがございますが、対象患者の増等による増になります。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の費用で、5億1,178万4,000円を計上いたしました。前年度比1,571万円の増は、透析液作成機器のオーバーホール及び施設の老朽化によります修繕費の増、及び、最低賃金の引き上げによる人件費等のコスト増による委託料の増によるものでございます。

32ページをお開きいただければと思います。

新規の事業といたしまして、経営改善計画策定支援業務委託料660万を計上いたしました。この事業は、当病院が、将来にわたり住民の声に応え、良質な医療を提供し続け、地域に必要な病院として持続するためには、引き続き経営改善に取り組み、経営基盤の強化を図る必要がありますので、経営診断を実施し、経営に関する課題を抽出するとともに、経営改善に向けた取り組みの提案、また、それらを実効性のあるものとするため、専門的な知識と実績を有するコンサル業者に委託をするための費用になります。

また、施設整備検討会議支援業務委託料といたしまして、117万5,000円を計上いたしました。

現在、施設の老朽化に伴い、コンサル業者に大規模改修基礎調査等を委託しているところでございますが、3月までには調査報告書をまとめることとしております。でき上がりました調査報告書をもとに、病院のリニューアルの整備方針を、那須南病院施設整備検討

委員会で協議をしていただく際に必要な資料作成及び情報提供など、現在のコンサル業者に技術的支援をいただくための委託料ということになります。

4目減価償却費は、器械備品減価償却費の増により、前年度比392万9,000円増の1億5,157万2,000円を計上いたしました。

5目資産減耗費は、固定資産除却費の増により、128万7,000円増の734万円、6目研究研修費912万9,000円、7目長期前払消費税償却660万円、8目雑支出100万円をそれぞれ計上いたしました。

2項医業外費用は、起業債償還利息、雑損失等、7,869万5,000円を計上いたしました。

なお、看護師確保経費504万円は、看護師修学資金返金免除2名分でございます。

次のページをお開きいただければと思います。

3項特別損失は、過年度損益修正損として、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

4項予備費は、前年度と同額の50万を計上いたしました。

以上が収益的収入及び支出の明細説明とさせていただきます。

申しわけございませんが、また、予算書の2ページのほうにお戻りをいただければと思います。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、資本的収入を2億7,942万7,000円、資本的支出を3億6,696万円とし、収支不足額8,753万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものです。

明細につきまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、また、申しわけございませんが、35ページのほうをお開きいただければと思います。

1款1項企業債、1億6,040万円は、医療機器整備事業及び井戸整備の財源に充てるため、2項他会計負担金1億1,902万6,000円は一般会計からの繰入金、3項長期貸付金返還金1,000円は科目存置であります。

次に、支出ですが、36ページをお開きいただければと思います。

1款1項1目有形固定資産購入費は、1億5,254万円で、前年度比4,945万円の増は、医療機器購入費の増によるものであります。

2目の施設整備事業費は、昨年の台風19号による断水の発生により、水不足が生じ、自衛隊の給水活動により、通常どおり運営ができたところではございますが、今後、いつ何どき、同じような災害が発生するとは限りませんので、業務用飲用井戸を掘ることで、掘削及び附帯設備を含め、2,376万円の予算を計上したところでございます。

なお、井戸の整備は、病院の大規模改修と整合性をとり、予算を執行していきたいと考えているところでございます。

2項企業債償還金は、1億8,562万円で、前年度比109万8,000円の増は、元利金の償還によるものでございます。

3項投資は、504万円で、看護師確保のための修学資金制度による6名に対する貸付金であります。前年度比252万円の減は、継続貸付者の減によるものであります。

以上が資本的収入及び支出の詳細説明となります。

また、申しわけございませんが、予算書のほうの2ページのほうにお戻りをいただければと思います。

第5条は、企業債の限度額を医療機器整備事業を1億3,670万円で、附帯施設整備事業を2,370万円で、第6条は、一時借入金の限度額を2億円で、第7条は経費の流用ができる場合を、第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を、第9条は、一般会計からの補助金の額を1億7,421万8,000円で、第10条は、棚卸資産の購入限度額を4億250万4,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第11条は、重要な資産の取得で、700万円以上の有形固定資産を定めるものでございます。本年度は、デジタル式X線透視診断装置など、5つの医療機器の更新を予定しております。内容ですが、デジタル式X線透視診断装置は、血管造影検査や大腸等の内視鏡検査、胃ろう交換等に使用する機器になります。

生化学免疫統合型自動分析装置は、肝機能、腎機能の血液検査項目及び腫瘍マーカー、感染症等の免疫項目の測定を行う機器になります。

生理機能システムは、心電図、肺機能、脳波、超音波検査等のデータを保存、管理するシステムになります。

全自動錠剤分包機は、患者の飲み方に合わせて、薬を1回ずつ袋にまとめて包装する機器になります。

光干渉断層計は、眼科の医療機器でございまして、加齢黄斑疾患や糖尿病の高血圧症性網膜症などの眼圧疾患の検査に使用する機器になります。

事業費は合計で1億3,181万3,000円を予定しております。

なお、予算措置は、予算第4条資本的支出の第1項建設改良費に計上しております。

4ページ以降は、予算に関する説明資料でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上で、令和2年度病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、ここで休憩したいと思います。

なお、再開は1時といたします。では、休憩にはいります。

【休憩】（午前11時58分）

【再開】（午後1時00分）

○議長（阿久津武之） 3議案につきまして、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しく
ださい。

質疑はありませんか。平塚議員。

○10番（平塚英教） 参考資料の予算の概要というのがあるので質問しますが、1ページ、分担金及び負担金が3,500万減るということで、合計も大体そうなっていますが、その中で、歳出のほうを見ますと、消防費が3,187万7,000円。これは高規格の消防ポンプ車が大体揃ったので、今回は減るという考えなんでしょうか。

それと、公債費も大幅に減りますが、衛生費、これが4,600万増えるということなんですけれども、それで、14ページを見ますと、衛生費負担金は、し尿処理施設定期修理工事というのは、3,000万近くかかるということだと思うんですが、簡単に言うと、このように歳出の中でプラスの場合もマイナスもあるんですが、その大きな要因。この令和2年度は、こういうことが主力の仕事ですよというのがあれば、ご説明をいただきたいというふうに思います。

続いて、17ページの消防費ですが、これもさっき言った説明にあったかもしれませんが、組合債の償還残金関係が大幅に減になって、7件が終了する、2件が新規に入ることなんです、それは裏のほうに中身のあれが出ていますでしょうか。7件終了するものと2件増えるもの。わかるものがあれば、説明していただきたいなと思います。

それと、個別の問題になってしまいますが、病院の関係で、最初の組合長の挨拶で、コロナウイルスの対策問題がちょっと出ましたが、とりわけ広域にとっても大きな課題なのかなというふうに思っているんですが、県内で受け入れ指定病院というのが7つあるんですかね。その中でダイヤモンド・プリンセスを下船した中で陽性反応の出た方を県内でもう既に4カ所の病院が受け入れているというふうにお聞きしております。

それで、今後、水際で何とか治められればいいんですけど、全くそういう状況じゃなくて、感染ルートがわからない例がどんどん出てきているということなので、当然、それについて、正確な情報と対応というんですかね、そういうのが一般市民にも求められているんですけども、実際に肺炎に近いような症状になったときには、いわゆる保健所関係で相談をするというふうにはなっているんですが、どうしても病気になれば病院のほうに来ることは明らかと思うんです。そのときに、いわゆる一般外来の人と、そういうような自分も疑わしいと思っているような人の場合は、ある程度受け入れざるを得ないかなというふうには思っているんですけど、その辺で和歌山県の病院の例じゃありませんが、何とか一般の人と混同しないような対策というのか、そういうのが求められているのかなというふうに思いますし、あるいは、広域消防においてもそういう方の緊急搬送の場合には、当然、対応が求められるかなというふうに思うんですけども、今のところ例がありませんからどうなるかわかりませんが、対策としては、病院及び広域消防のほうではどんな対策を考えているのか。予算と直接関連はありませんが、市民の非常に関心事でございますので、説明いただければありがたい。このように思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（阿久津武之） 管理課長。

○管理課長（深澤昌美） それでは、当初予算の増減について、ご説明いたします。

増えた分、減った分、ありますので、順次。一番最初の負担金3,500万ほど減った主な要因でございますが、市町とも財政が厳しいということで、原則、例年を上回らないような負担金の額にしていきたいな、平準化いたしていきたいなというのが原則予算編成の方針となっております。

その中で、今回、衛生費が伸びておるんですが、そこは施設整備基金2,500万少し増額しておりますので、その基金の原資というのも市町からの負担金が積み重なって基金になっておりますので、それらを取り崩して令和2年度の市町の負担を減らしていこうということで、基金繰入金を昨年3,000万から、今年5,500万ということで、2,500万増やした結果、あと歳出を減らした結果、負担金の3,500万の減額ということになります。

消防費の3,400万ほどの減額は、先ほど質問があったように、本年度は、ポンプ車とか救急車の大型車両の更新がないということで、その分がそっくり減額になってございます。

公債費の減につきましては、先ほど7件が終了して、2件が新規ということで、大きな

ものは斎場の起債、平成16年度に今の斎場を建設したわけですが、そのときに起債した起債が令和元年度で終了ということで、約4,000万ほどの額が終了となっていますので、その分が公債費が落ちた主な要因で、新規の2件については、昨年度、消防自動車、救急車を買った分について、新規の2件が発生してございます。

衛生費は、逆に伸びておりますけれども、こちらにつきましては、進入路の改修工事で1,500万。ショベルローダー、現在リースで借りているんですが、リースの期間が満了することによって、今度新規で購入したほうがトータル金額が安くなると。リースの場合は5年で、それで終わりになっちゃうんですが、買い取りであれば大切に使えば6年、7年と使えますので、予算編成上はリースのほうが平準化してよろしいんですけども、今回は購入で対応していきたいということで、衛生費が伸びた要因は主にそこになります。

主な今年の事業内容というのは、概要の2ページ、3ページに主な歳出等も載っておりますが、広域の負担はやはり経常経費の負担というのが多いものですから、工事費で定期改修工事で1億とか、そういうのは例年どおりなんですけど、やはり先ほど申した今年で主なものは進入路の改修、ショベルローダーの購入等が例年がないものということになってございます。

以上です。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 新型コロナウイルスへの対応について、ご質問がありましたので、少しお答えさせていただきます。

実際に新型コロナウイルスの対応につきましては、我々も非常に頭を悩ませているところでございます。日々刻々と状況が変わって、国の方針も変わってきているということもありますので、それに迅速に対応しながら、即応しながら対応を常に組み替えていくということが必要なかなというふうに考えております。

対象となる疑わしい患者さんについても、以前は、厚労省のほうでは、中国武漢市あるいは湖北省ということだったんですけども、つい先日そういうことではなくて、広く37度以上発熱が4日以上続く方や、基礎疾患があつて2日以上7度5分が続く方ということで非常に風呂敷を広げた対象になっております。

それについてどのように対応したらいいかというのは、非常に悩ましいところでございますけれども、現段階で我々が考えていますのは、そういうそれに当てはまるような方々あるいは、ご自分で疑わしいと思われる方々は、まず、県北健康福祉センターのほうに相

談窓口、電話窓口がありますので、そういったところに連絡をしていただいて、そうしますと、そちらのほうから状況を電話で聞き取り調査して、必要があれば我々の病院部署に診察の依頼が来るということになっております。

我々のほうでは、そういう方については、状況によりまして完全防護の服を着て、一般患者さんとは別な場所で診察をして、熱の状態が、まず、お家で様子を見られる方なのか、あるいは入院が必要な方なのか、ほかの病気、一般的な病気ではないのかというような診断をいたします。もし、入院が必要な場合は、これは我々のほうには、現段階ではそういう感染症を受け入れる病棟、病室がありませんので、しかるべき感染の専門の施設に搬送するというような対応をしております。

それ以外の実際の一般の発熱の患者さんに関しては、今それを全てそのように完全防護でやるというのは非常に非効率的であり、非現実的であると考えておりまして、それは、通常の、インフルエンザ等発熱の患者さんは、一般の患者さんと別に取り扱って、すぐに個室に入れて診察をするというのをやっておりますので、それなりの防護をやっておりますので、そういう一般的な感染防護の対応でとりあえずはやろうかと考えております。

2つの高度に感染予防が必要な方々と、それから一般的な感染予防につながるという2系統の分けをいたしまして、それぞれに対応するという形で体制を組んでおります。

○議長（阿久津武之） 警防課長。

○消防本部警防課長（川俣寿行） 当初分の救急のほうなんですけど、今回の新型コロナウイルス感染症対策に限らず、平成16年から消防本部における感染症対策マニュアルというのを策定いたしまして、年度更新しております、今回も新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの見直しと業務計画のほうを2月の頭に更新いたしました。

先ほど宮澤院長が申し上げたとおり、判断の区別がつかないという事象もございます。疑わしき患者というのが、規定がございまして、先ほど先生から言われたように、中国の渡航歴があるとか、あとは37.5度以上の熱があるとかといった面があるんですが、それに合致しない救急要請は通常のインフルエンザとか、そういった対策で、当然マスク等の感染防止はしておりますが、それで行っております。

その中で、もし該当する項目にあてはまるとなると、救急では対処しないわけにはいかないものですから、一旦、県北保健所のほうに連絡をとりまして、指示を仰ぐと。うちのほう救急車5台あるんですが、その中の1台は、前に平成27年ですかね、エボラ出血熱のときもありましたが、基本的には県のほうで搬送とかを保健所のほうでやりますとい

うことですが、協定書を結んでおまして、消防機関で行いますということが知事と組合長のほうで協定書を結んでいるわけなんです、それに伴って、同じ方法をとって搬送をします。今回の新型コロナ、これに伴って、行動計画を立てますよということになっています。

以上でございます。

○議長（阿久津武之） 大丈夫ですか。

○10番（平塚英教） いいですよ。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。久保居議員。

○7番（久保居光一郎） 2点ほど伺いたいと思います。

1点目は、一般会計予算書14ページの3款3目ごみ処理費に関連する問題であります。今年度の予算、3億6,603万9,000円計上しているわけでございますけれども、このごみ処理の選別方法について、私、不勉強で大変申しわけないんですけども、那珂川町さんと那須烏山市と同じような分別をやっておられるのか。また、宇都宮のほうは、聞くところによると、かなり分別する項目が増えておまして、それだけ市民の方にはご負担をかけることになるのかと思うんですけども、資源ごみのほうも増えているんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう、さらに分別を強化して、資源として売却できるものなんかも考えているのかどうかということが1つであります。

それから、もう一点は、今、平塚議員からも質問があったように、コロナウイルスの感染についてでありますけれども、うちのほうの市も防災メールなんかで、コロナウイルス感染に対する注意なんていうあれがあったかと思うんですが、これも病院長、いかがでしょう、もっとコロナの症状というのは、ご承知のとおり最初に微熱が出て、咳が出て、痰が出てということだと思うんですが、そういうことをもっと一般の方に周知させるようなPRは考えていないのか。幸い、今のところ栃木県もそういう発症例がありませんし、当然、市のこの広域の自治体でもないわけでありまして、一般の方隅々までもうちょっとPRをする必要があるんじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。その2点についてお願いします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問がありました、ごみの分別についてというところからお話しさせていただきたいと思います。

ごみの分別につきましては、広域衛生センターのほうで、市町と構成している環境衛生部会という部会がありまして、その中におきまして、市町のそれぞれのごみ行政の担当者などと分別等についても常に情報交換等をしながら、市民の方、町民の方への意識等の啓発も含めて対応させていただいているところでございます。

今現在の、先ほどもございました資源ごみとしての売却というところについてなんですが、確かに資源物とごみとは全く費用がかかる、かからないということも変わってきてございます。その辺についても可能な限り資源物については売却する方向で、まずは住民の方の分別を徹底していただいたうえで、なおかつ、衛生センターでの受け入れの際には、そういった分別されていないものにつきましても、分別をすることで職員のほうも対応しているところです。

市と町で違いがあるのではないかとということで、お話がございましたが、基本的には分別方法は市も町も同じ形で分別してございまして、ごみのカレンダーなどにつきましても、同じような形式で配付しておりますので、その辺の違いといえますか、そういった大きなところはないものと考えてございます。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 新型コロナウイルスに関しての市民、町民への啓発、情報提供活動につきましては、恐らく主体は行政の健康関連の方々なのかなというふうには思っておりますが、病院の立場として、病院が使える媒体で、ちょっと限られてはいるんですけども、その範囲の中でできるだけ情報提供はしていこうと思います。

ただ、なかなかコロナウイルス自体がまだ新しいウイルスですので、どういうのが正確に必要なのかというところがまだ部分的にしかわかっていない状況になりますので、そういう中で、わかってきたところを伝える媒体でお知らせするという意味で、病院としてできる、していくべきところかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（阿久津武之） 久保居議員。

○7番（久保居光一郎） ごみの分別について、大体わかったんですが、今の説明の中では無理な部分もあるかと思うんですが、できるだけ資源になるようなものは分けて、お金というか資源として生かしていったほうがいいのかなどというように思っております。ぜひご検討いただければなというふうに思っております。

それから、コロナウイルスについては、那須烏山市も那珂川町もかなり独居世帯の方もいらっしゃると思うんですね。それから、もちろん高齢者の独居世帯も合わせると恐らく2,000戸とか、1市1町、2,000世帯とか2,500世帯とかというような形で世帯があるかと思うんですが、そういった方も、ちょっと熱が出て、咳が出て、そういうのを周知徹底されていないと、ただの風邪なのかなと思う方もいらっしゃるかと思うんですね。ですから、そういうところには、わかりやすく、自治会の回覧板の中にチラシを配るとか、やられているかどうかわかりませんが、そんなことも早目にやっておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。組合長、いかがですか。

○議長（阿久津武之） 組合長。

○組合長（川俣純子） 比較的、独居の方は人と接することが少ないので、逆になりにくいという面もあります。ただ、なった場合に、民生委員とか、そういう方々からの情報とか、すぐに救急車を呼ぶとか、そういうのもあると思うんですが、救急医療の説明会とか、講演会みたいなときには、よっぽどひどくならないと、独居の方は救急車も呼ばないみたいなので、早期の対応ができるように、やはり民生委員とか、自治会の方々を通じて連絡をしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津武之） 久保居議員。

○7番（久保居光一郎） 組合長の答弁で了解しますけれども、とりあえず、そういうことを民生委員会なんかはもう既に開いて、お話もされているかと思うんですが、周知徹底して、そういう症状が出たときには早めに言ってくれば、市のほうでも対応するんだよ、また病院のほうに行っても、受診していただけるんだよというようなことを具体的に周知することが大切だと思いますので、よろしく願いします。

○議長（阿久津武之） 小堀議員。

○1番（小堀道和） この予算書は難解なんですけれども、いろいろチェックというよりもポジティブに改善しようという点について、2点ほど質問したいと思います。

1つは、一般会計の中で、ページの4ページ。一般廃棄物処理施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務、令和3年度ということで、1,061万5,000円が計上されていますけども、この詳細説明をお願いしたいんです。

どこまでの業務を考えているのか。あと、これに当たって、業者の案とかもある程度想定されているのかも含めて、ちょっと詳細を教えてくださいたいと思います。

それと、病院のほうでは、ページでいうと32ページです。コンサルタントを入れていますけども、ある程度の説明は先ほど伺ったんですけれども、この詳細、何年ぐらいもうこれをやっているのか、その経緯も含めて。あとは、今はテーマなんかも決めてやっているのか、そんなことも含めて、多分PRしたいことがいっぱいあるんだと思うので、ご説明いただければと思います。

以上、2点です。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） それでは、一般会計予算の4ページの債務負担行為の事項の業務について、ご説明をさせていただきます。

一般廃棄物処理施設整備基本計画及びPFI方式導入可能性調査業務につきましては、令和2年度から3年度にかけまして、2カ年をかけまして、この計画及び調査業務を実施する予定としております。

まず、基本計画につきましては、数年前に基本構想を策定しておりまして、皆さん既にご存じの基本構想は大雑把というか、というような計画でありまして、今回、基本計画は、より具体的な廃棄物処理施設の建設に向けての具体的な項目を各項目に向けて、処理体制であるとか、処理の対象物であるとか、または、処理の方式だとか、そういったものをより具体的に計画を立てるものが基本計画となっております。

続いて、PFI方式につきましては、議員各位、既にご存じだと思いますので、細かい説明はしませんけども、今、ここ数年、ごみ処理施設の建設方法であるとか、運転管理であるとかは、昔だと、設計、施工、そして、その後、今度、運転も直営というのが昔のやり方でしたが、今はDBO方式とかがありまして、より民間の力を借りまして、より安価でいいものという時代に来ていますので、そういったことを検討するのがPFI方式導

入可能性調査の業務概要となっております。

業者につきましては、まだ、どここの業者に委託するとかというのは決まっておりませんので、令和2年度にはいりましたらば、業者選考から始まりまして、請負業者のほう選考させていただきたいと思っております。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 経営改善計画策定支援業務につきまして、ご説明を申し上げます。

この業務につきましては、今年度からの事業でありまして、業務内容につきましては、当病院、この何年か1億を超える赤字が続いていますので、その経営改善をしようということで、コンサル業者のほうにお願いして経営の改善を進めていくということで、具体的な内容といたしましては、まず、経営の診断業務ということで、現状把握と分析、課題抽出ということで、各部門別、診療科目別の分析とか、あと、委託費など経費の調査、分析、あと、レセプト分析なども行いまして、その結果をもとに、収入増を図るにはどうしたらよいかとか、費用削減を図るにはどうしたらよいかとか、その辺も含めまして行いたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（小堀道和） 詳細だけちょっと教えてください。まず、ごみ処理のほうは、どこまでが業務かという中に、収集までもやっているところもありますけれども、そういうところまでではないのかどうか。

あと、コンサルトの話は、これは定期的な診断をやる方式なのか、それとも、半年ぐらいまとめて検討会をやるのか。例えば、2カ月に1回とか、そういう範囲でコンサルトが入って、いろいろな指摘を一緒にやるのかとか、そういう方針は決まっているんですか。

○事務局長（塩野目修一） 基本計画の中には、収集計画については含まれておりません。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） コンサル業者の方にも一緒に入らせていただきまして、約

1年をかけまして、業者を選定してから、来年の3月あたりまでに取りまとめをしたいと考えているところです。

○1番（小堀道和） いや、質問は、1年に1回だけ見てもらって打ち合わせをする、改善するのか、それとも、定期的に2カ月なら2カ月に1回ぐらい、指摘事項の整理をして新しいものをやるとか、その頻度がどういうコンサルの仕組みでやるのかという質問です。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） 頻度につきましては、まず、現状を把握してもらったものを基にいたしまして、場合によっては2カ月に1回とか、毎月1回ぐらいのペースでやっていければと思っているところです。

○1番（小堀道和） 結構です。ただ、じゃあ、成果として、こんないいところが見えていますというのはこれからなんですね。

○病院総務課長（澤村雅彦） はい、そうです。

○1番（小堀道和） 期待していますので、よろしくお願いします。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。益子議員。

○4番（益子明美） 今の小堀議員の質問とちょっと関連するかもしれないんですが、一般会計の4ページのPFI方式の導入可能性調査業務。基本構想の中では、公設公営というのが主体となってやっていると。それは、そういったPFIの導入に関しては、規模が小さくて、なかなか業者的に難しいのではないかというような考え方があったと思うんですけど、PFI方式を導入するという可能性を探るという方向を、ある意味方向転換をしたのではないかというふうにとられなくもないんですが、どういった考え方から、この方式を導入する可能性を調査するのかお伺いします。

それから、病院関係なんですが、病院事業会計予算書の中の32ページ。今、ご質問が出た経営改善計画策定支援業務委託料をコンサルに経営診断を委託したいということであ

りますが、この経営診断は、新公立病院改革プランと連携しているものなのか、それとも、単に経営改善のためにコンサルに診断してもらい、経営を改善していくために、いろいろ考えていくものなのか。そして、さらに今行っている施設整備検討会議における業務委託とどういった連携をとっていくのか。整備方針を来年の2月までに決定するということがあります、その経営コンサルの診断を基に施設整備検討委員会でも話し合いがおこなわれるのか、あわせてお伺いします。

それから、36ページの井戸の整備工事費ですが、病院運営委員会では、方針結果が出た以降に井戸を掘るということをおっしゃっていました。そのときは、改修工事の整備計画を9月ぐらいまでに策定しという話だったんですね。それが、今日、新たに来年の2月まで延びたわけなんですけれども、来年の2月まで延びると、もう、来年度予算の中では、本当に井戸を掘る時期があるのかということになってきてしまうんですが、それでも、ここに、予算載せてきたというところは、どういうふうにお考えになるのかお伺いします。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） まず、基本構想の中で、公設公営でいくと言った事実はないと私は理解しているんですが。今後の運転方法については、どうするかというのは、基本構想の中ではうたっていないと思います。

それで、PFI導入につきましては、PFIというと、一般的に、民間のお金で箱物をつくってというのが一般的なPFIかと思えますけれども、今回、やろうとしているのは、それも含めてですけども、どちらかというと、先ほど申し上げましたように、DBOが可能であるか、あとは、DBプラスOであるとか、そういったいろいろな事業方式がございますので、民間の力を使いながら、いかに安価でいいものができるか、それを検討するのが、今回、令和2年度からやろうとしています委員会の導入可能性調査の内容でございます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） まず、1点目の新公立病院改革プランとリンクするかということでございますが、新公立病院改革プランにつきましては、3年ぐらい前に策定をいたしまして、現在、計画期間中ではありますが、その中の項目にも経費削減とか、収益の増を図るということで、項目がありまして、その1つの一環として、今回、赤字解消も

含めてスポット的にこの業務委託を入れさせてもらったところです。

あと、今現在進めています、施設整備検討委員会との関係ですが、今現在では、赤字解消がメインですので、将来のことと直接はリンクしませんが、後々はリンクすることになってくるかと思っておるところです。

あと、井戸の整備関係なんですけど、議員指摘のように、病院の運営委員会におきましては、当初、病院の方針を9月のころまでにめどをつけて、その後、井戸をどうするかということで、ご説明差し上げたところなんですけど、できましたら井戸の整備の事業につきましては、交付税が65%入ってきまして、今現在、水道料が780万。2年ぐらいでペイできますので、この点については、このまま予算計上させてもらって、再度、執行部のほうで協議をさせていただければと思っておるところです。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） PFI方式の導入可能性調査業務なんですけど、基本構想の中が公設公営ということを実際にはうたっていなかったと思うんですけども、建てる予定の施設が小規模のものであるから、PFI方式で、設計管理、委託まで、全てを網羅するようなことになる、予算も大きくなっていくということをやっぱり危惧して、公設公営がいいんじゃないかというような考え方はあったと思うんです。

それじゃなくて、PFIの導入を探るということは、予算的に見てそのほうが有利になるという可能性があるというところから考えたのか、再度お伺いします。

それから、経営改善計画なんですけど、新公立病院改革プランの策定期間が32年度までですから、今年まで、令和2年度までということですよ。そうすると、これはちょうど経営コンサルに経営診断を委託しているとなると、その後の改革プランを出しなさいというふうに言われているのかどうか、ちょっと私もよくわかりませんが、それに見合って、タイミングよく診断ができるのかなというふうに思いますので、新公立病院改革プランが令和3年度以降にも、改革プランを策定するという業務があるようでしたら、そこを生かしていただくような診断をしていただければと思います。

それから、井戸なんですけど、どういうふうに病院の施設整備が行われるか、まだ不確定なところで、どこに井戸を掘るということを先に決めて大丈夫なのかというところがあろうと思うんですよ。大規模改修にするのか、その場所で建て替えるのか、それとも移転するのかという何も決まっていない状況ですよ、現状。それが、先に井戸を掘るというこ

とになっていくと、無駄遣いになってしまう可能性というのを極力避けていただきたいというふうに思います。なので、その辺をどういうふうに考えているのか、もう一度、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） P F I 等につきましては、けして方針を転換したわけではなくて、このP F I 導入調査業務につきましては、循環型の交付金といいますか、国の補助金、補助対象事業と国のほうでも認めておりまして、今現在、うちばかりじゃなくて、いろいろな自治体で、こういったごみ処理施設であるとか、し尿処理施設であるとか、廃棄物施設の建設の際は、このP F I 等の導入調査業務というのは、法的には決まっておりますが、全ての自治体で実施している業務でございます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） まず、改革プランのほうですけれども、国のほうからは、その後、プラン作成については、話は来ていないんですけれども、今回の経営改善計画をもとに、このプランを1つの礎とできればと思っているところです。

もう一つの井戸の掘削関係ですけれども、議員指摘のように、経費が、2,376万ほどかかるわけなんですけど、現在、先ほど申し上げましたように、水道料金を毎年780万円払っております。そうしますと、先ほど申し上げましたように、この井戸の整備工事につきましては、交付税が65%、元利償還金について戻ってくることになりまして、そうしますと自分たちの持ち出しが35%、そうしますと先ほど申し上げましたように、約2年間でペイできる。

また、これから、病院の方針を計画で立てるにあたりまして、これから、いつ開始をするかも、これから、施設整備検討委員会の中で協議をしてみたいと思うわけなんですけど、ただ、開院まで場合によってはあと7年から10年かかることもありますので、そのようなことを考えた場合に、非常時の災害時、今回、台風19号で断水が起こったわけなんですけど、それを考えた場合に井戸を掘ることは、有利な1つの方法かなと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） PFI方式の導入可能性業務調査については、国の補助対象事業であるということで、全ての自治体がやっていますよということなので、それ自体、調査するのを反対しているわけではないです。

ただ、調査している中で、きちんと比較検討ができるような形で結果を示し出してほしい。PFIがこれだから、これがいいですよということではなくて、さまざまな方式と比較検討して示していただきたいというふうな要望です。

それから、井戸なんですけど、費用対効果を考えたときに、井戸を掘るほうがいいのかというふうな感じには受けます。ただ、説明的には、病院の改修方針が出たときに井戸を掘りますよというふうに説明されていたので、その説明が変わってきているというところに、何でも実行ありきかなというふうになってしまうのではなくて、きちんと内容を示して、議会にもお知らせいただければというふうに思います。

井戸の件に関しては、納得をいたしました。

それから、公立病院改革プランに関してですが、令和3年度以降は、今のところプランをつくりなさいと言ってきていないということなんですけど、とても大事な、要するに、経営的な指標を示すプランでありましたよね。それに沿って経営がなされているかどうかというのが、ずっと問われてきていた内容だと思います。

ですから、このコンサルに経営診断をするに当たって、それに準じた計画を立てられるような形で、施設整備検討委員会のほうにも整備方針として、一緒にリンクして考えていただければ、どういった形が費用対効果とか、財政面とか、財政収支とかというような形でいいのかというのが示されると思いますので、きちんとお示しいただけるように要望したいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） ありがとうございます。益子議員がおっしゃるように、経営改善計画と、それから病院の将来計画というのは切っても切り離せない1つのものですので、あわせて検討していきたいと思っております。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。中山議員。

○9番（中山五男） 同僚議員さんが大体質問してしまったんですが、8号の一般会計予算の16ページ、ショベルローダーを914万6,000円で購入することになっております。そのほかにもリース料費168万1,000円計上されているんですが、そうしますと、衛生センターでは、令和2年度は、ショベルローダー2台で運営する、それだけの仕事量があるのかどうか。これについてまず1点お伺いします。

病院会計については、これは予算に計上はされていないんですが、病院の用地1万1,000平米ほど、あれは那須烏山市から契約で借りていますね。今年度で10年間の契約期間が満了になると思うんですが、後の契約については、もう済んでいるのかについて、1点お伺いします。

それと、33ページに看護師確保の経費として、504万ほど計上してありますね。この件なんですが、これはもうずっと何年か前から継続しています。実際、この確保策でもって十分効果が上がっているのか。せっかく養成しても、費用を病院にお返しして就職しないというようなこともあるようなんですが、この辺の実情について、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問にございましたショベルローダーの購入等について、ご説明したいと思います。

現在のショベルローダーにつきましては、11月末をもってリース期間を迎えるということになりまして、このたび新規に購入を行うものでございます。

また、リース料につきましては、令和2年度につきましては168万1,000円ということで、現在のショベルローダーのリース期間までと12月からの再リース料ということで38万6,000円を計上してございます。

現在のショベルローダーの使用状況についてなんですが、やはりバケットが大きい、また、高いところへの作業ができるというようなところが非常にメリットが大きいところでして、施設では、具体的に例を挙げますと、ストックヤードにおける資源物等の集積作業、高いところにある破砕機、そういったところへの投入作業、また、鉄とか焼却残渣、そういった搬出コンテナへの投入作業、それと段ボールなど資源物の搬出業者に積み込む作業など、いろいろな場面で使用しているところです。

このようなことから、使用時間が重なってしまうというようなこともございまして、今

回、新規に購入するということがあれば、作業の待ち時間、また、そういったところが解消されれば、作業の効率も上がるということで考えてございますので、このたび、購入並びにリースというような期間が重なったといった形となりました。

説明としては、以上とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） 病院総務課長。

○病院総務課長（澤村雅彦） まず、1点目の病院用地の契約期間でございますが、契約期間につきましては、平成29年の4月1日から10年間ということで、令和9年の3月31日までが期間になっております。

続きまして、修学資金制度関係でございますが、今まで修学資金を貸し付けた人数でございますが、61名になっております。そのうち、当病院への就職者が44名ということで、就職率につきましては76%程度ということになっている状況です。

以上です。

○議長（阿久津武之） 中山議員。

○9番（中山五男） ショベルローダーの購入につきましては、リースよりも、もう買い取ったほうがいいんじゃないかというようなことを、私は何年か前に意見を申し上げたんですが、今度、新しく購入すれば、あとのリースは完全にもう廃止しちゃって1台だけで、もし都合をつけながらやるようなら私はそうすべきじゃないか、そう大きい衛生センターではありませんので、その辺のところは、十分に経費節減に当たってもらいたと思います。

それと、病院の用地なんですが、私は前に平成22年から平成32年の10年契約で、今年は、期限が満了になると聞いていたものですから質問したわけです。わかりました。

○議長（阿久津武之） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑は終わりにしたいと思います。

これより討論には入りません。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第8号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第10号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和2年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13（議案第11号）栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（阿久津武之） 日程第13（議案第11号）栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第11号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、令和2年4月1日から小山市及び小山広域保健衛生組合が、規約第4条第4号にかかる「議員その他非常勤職員の公務災害補償事務」の共同処理に加入すること、また、小山市が規約第4条第5号に挙げる「非常勤の学校医等の公務災害補償事務」の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、協議いたしたく、地方自治法第290条の規定により、議案を提出するものでございます。

以上、提案理由の説明をいたしました。何とぞ慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（阿久津武之） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わりにします。

これより討論にはいります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第11号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

【休憩】（午後 1時58分）

【再開】（午後 2時10分）

◎日程第14 一般質問

○議長（阿久津武之） 再開いたします。

日程第14 一般質問を行います。

一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含みません。残り5分になりましたら、ベルを鳴らします。また、30分を超えた場合、静止いたしますので、ご了承願いたいと思います。

では、通告に基づき、10番平塚英教議員の発言を許可いたします。平塚議員。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○10番（平塚英教） 皆さん、ご苦労さまです。一般質問を出しておりましたので、もうしばらくおつき合ください。

私のほうでは、台風19号の被災状況と復旧対策について、質問をまずいたします。

ご存じのように、台風19号は、昨年10月11日から13日にかけて、日本列島に襲来いたしまして、大変な被害をもたらしたところでございます。栃木県内におきましても、4名の方が亡くなるなど、また、水害等の被災住宅は1万戸を超える。公共土木や農業、さまざまところに、被害総額は721億円ということで大変な被害をもたらしたところでございます。

栃木県内では、21の市町に災害救助法が適用されまして、本市を初め8市町には被災者生活再建支援法が適用されているところでございます。

そこで、この台風19号に伴う、先ほどから皆さんで審議をされました補正予算等々に、この台風19号の被災状況が報告されておりますけれども、改めて広域行政における台風19号襲来前の事前の対策、そして、台風19号が襲来したときの対応、そして、その後の、被災後の復旧対策をどのようにお進めになったのか。職員の皆さんには、不眠不休で大変な思いをされたと思いますけれども、そういう中で、特に広域消防、衛生センター、那須南病院等の現場では、どのような対処をされたのか、ご説明をいただきたいと思いま

す。

そして、今後、本当はこういう災害は来てほしくないんですけども、しかし、自然災害ですから、いつやってくるかわからないということでございまして、今回の被災対策を経験して、今後の災害対策に生かす教訓や反省点があるのかどうか。これについても、まとめて説明をいただきたいと思います。

2つ目は、ごみ処理衛生センターの新設用地確保及び建設整備についてお尋ねをいたします。

ごみ処理施設衛生センターの新設用地につきましては、昨年来より候補地を選定していただきまして、今、その作業を進めているというところでございます。これがある程度方向性が定まりましたらば、今後は、その用地確保に向けて、さらには建設を進めるためのさまざまな準備や対策対応が待たれるところでございますけれども、そのような対策や今後の進め方、スケジュール等について説明をいただきたいと思います。

3つ目の質問は、一般廃棄物焼却残渣の廃棄物処理についてでございます。

これについては、現在、ほかの県、市町の処分場に南那須地区広域行政の焼却残渣等を搬出して、処理をしている状況にあるというふうに思います。しかし、我が広域行政のごみ処理施設衛生センターの新設整備計画が、今、進められているところでございまして、この機会に、ぜひ自前の一般廃棄物焼却残渣最終処分場を設置するような検討を図っていただきたいと考えますが、これについてのご回答をお願いいたします。

この問題につきましては、私の記憶では、平成6年、7年のころ、旧南那須4町時代に、自前の焼却処分場をつくらうというようなことが持ち上がりまして、選定をして、特に広域行政のそういうような施設がないということで、旧南那須町で、この最終処分場をつくるかどうかということで選定作業がされまして、最終的に平成8年度末から平成9年度にかけて、候補地をある程度検討し、そして、地元にも説明会をやったというふうに記憶をしているところでございます。

そのような経過の中で、残念ながら、地元との理解が得られなかったということで、立ち切れになりまして、今日までこれが来ているという状況でございます。

そういう中で、敦賀の前にやったごみ処理の問題についての補償金問題での、今、係争中ございまして、そういう問題も絡みます。

さらには、今後、この広域行政のあり方についても、なるべく人口が急激に減っていくわけですから、もっと広域の他市町との連携も考えて、連携をスムーズにするためにも、そういうものも、もし受け入れれば、この我が市町のごみ等もそっちのほうで受けてもらって、お互いに負担を少なくしていくということも一考ではないかなというふうに考えま

すので、そういう点から、せつかく、ごみ処理施設衛生センターの新設、建設を検討中でございますので、できれば自前の最終処分場を検討されてはいかがというふうに思うんですが、これについてのご回答をお願い申し上げまして、第1回目の質問といたします。

○組合長（川俣純子） 平塚議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の台風19号の被災状況と復旧対策についてであります。昨年10月に発生しました台風19号による被害は、当組合管内においても、議員も既にご承知のとおり、多数の被害が発生し、まさに今、復旧に向けた各事業施策等が進んでいるところであります。

そのような中、当組合の施設としましては、保健衛生センター、那須南病院においては、豪雨に伴う被災が発生してしまったことは、まことに残念であり、また、利用者の皆様には、ごみの搬入制限等において、ご不便をおかけしてしまいましたこととお詫び申し上げますとともに、ご理解、ご協力により、早期の運転再開が図られたことを、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

さて、それでは、各施設の台風対応について、ご説明申し上げます。

まず、保健衛生センターの事前対策ですが、台風が上陸する前の10月11日に職員による打ち合わせを行い、非常時の体制を整え、台風水害に備え、対策確認リストに基づき、重機や公用車の移動を初め、施設建物外の備品流出の防止や安全対策を行うとともに、万一の被災発生時における事業者等への緊急連絡先の確認等を行ったところであります。

次に、被災時の対応、被災後の復旧対策及び現在の状況についてですが、台風が上陸した12日の夜には、那珂川の越水により、施設への進入路が浸水により絶たれ、施設内の確認を行うことができなかつたことから、水を引くことを待ち、翌13日に被害状況の把握、敷地内外の片づけ作業を行ったところであります。

主な被害状況としましては、ごみ処理施設内の地下室等への浸水により、電気機械施設が水没し、焼却炉の運転ができなくなったことなどがあります。被災直後のことであり、焼却施設の運転見通しが立たなかつたことから、14日には、市町の担当者を交え、環境衛生部会を開催し、今後のごみの収集受け入れ等について協議を行いました。

15日は、委託業者による緊急点検調査を実施することにより、浸水による故障箇所を特定し、応急復旧による修繕により19日から1炉の焼却を再開し、21日には2炉による焼却が可能となり、早期の運転再開を図ることができました。

焼却が停止していた期間については、利用者の皆様からのごみの搬入制限等のご協力をいただきながら、ほかの焼却施設への受け入れに協力をお願いし、1日も早い施設の運転

再開に努めたところであります。

現在、復旧状況ですが、ごみ処理施設の機械設備の災害復旧工事が完了したところであり、施設整備の修繕の優先度を考慮し、引き続き災害復旧工事等を行っているところであります。

次に、今回の被災経験を通しての教訓であります。保健衛生センターでは、那須烏山市が作成した洪水土砂災害ハザードマップによりますと、那珂川の洪水による浸水は3メートル以上の浸水想定区域内にあり、あわせて早期立ち退きの避難区域に位置づけられておりますので、洪水による災害等の発生が想定される場合には、保健衛生センターへの来所者及び職員の生命の安全を最優先し、あわせて、構成市町との協議のうえ、搬入中止の決定等についても早期の段階で調整を図る必要があると考えているところであります。

また、反省点ですが、施設建物等への浸水対策が十分ではなかったと考えておりますので、今後の対応等については、しかるべき対策がとれるよう検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、那須南病院についてであります。まずは事前対策ですが、病院は災害時の入院患者様の適切な医療と安全を確保するために、平常時より最低限の備えとして、バックアップ電源の自家発電装置が稼働できるよう20日分の燃料備蓄しております。また、入院患者様への食事提供としまして、食料、飲料水、ディスポ食器を3日分備蓄しているところであります。

今回は、台風が上陸する前日の11日に、総務課関係職員で打ち合わせを行い、自家発電装置の燃料の残量確認を行うとともに、災害事故発生等、緊急連絡網の確認を行ったところであります。

次に、災害時の対応についてですが、最初の被災発生はサーバー室における放射線画像管理システムのサーバーでありました。13日午前0時30分ごろ、画像が送信できなくなり、原因を調査したところ、2階のサーバー室の天井裏に換気ダクトから雨水がはいり込み、サーバーが故障したことが判明し、その場合はメインサーバーからサブサーバーに切り替えることで、画像送信は回復することができました。

また、翌朝に発生した断水の対応についてですが、13日午前9時30分ごろ、那須烏山市から断水の連絡を受けました。病院の貯水槽には約1日分の量しか貯水していないこと、14日には透析診療が控えており、約4トンという大量の水が必要になることを考慮し、病院長ほか関係者により対応策を協議し、那須烏山市を通じて、自衛隊の派遣要請をお願いしたところであります。

また、病院内での対応としましては、患者の食事提供にも大量の水を使うため、栄養管

理職員と今後の食事提供のあり方について協議をし、13日夕方からディスプレイ食器に切り替え、献立のうち、消毒や洗浄に大量の水を使用する生の野菜や果物については、ほかのものへ切り替えることや、キッチンカーを委託業者へ手配すること、職員食の提供を中止することとしました。

看護部においては、独自の判断で、自分の飲み水と生活水の確保を呼びかけておりました。

さらに断水が長期化した場合を考慮し、特に人工透析患者は大量の水を必要とするため、命に直接かかわりがありますので、近隣で人工透析を実施している医療機関に連絡を試み、また、栃木県透析医学会の県北幹事病院の池永腎内科クリニックと善後策を協議しておりました。

一方で、当病院のDMAT隊による医療支援活動を行いました。13日午前6時45分ごろ、栃木県医療政策課より、担当医師に出動要請の連絡を受け、DMAT隊員を募り、県の指示により、那須烏山市と那珂川町の避難所にいる避難者の有無を確認し、烏山公民館と境公民会へ出向し、避難者の健康状態を把握し、活動本部のある那須赤十字病院で活動報告を行っております。

次に、被災後の復旧対策及び現状の状況についてであります。まず、2階のサーバー室の換気ダクトの漏水対策については、18日に大雨の予報があったため緊急修繕を前日に実施しました。

また、放射線画像サーバーにつきましては、機器メーカーの点検によりサブサーバーにも水がかかっていることが判明し、更新することとし、現在、データ移行の作業を行っております。3月中旬には復旧する予定となっております。

また、2階及び3階の病室についても、13日の朝、天井裏に染みがあるのが発見され、原因を調査したところ、外壁等から雨水が入ったことによるもので、緊急修繕をして対応しております。

次に、今回の被災経験を通しての教訓や反省点についてであります。

長期の断水は、病院開設以来、初めてのことであり、改めて水確保対策の重要性を認識したところであります。病院は多くの患者様の命を預かるところでありますので、災害時にも病院機能を維持するため、それぞれの職員が災害発生直後から適切に動けるよう、従来の事業継続計画の見直しを行っていくことといたしました。

今回のような夜間、休日の災害発生時には、職員間の情報共有やマンパワーが必要になりますので、職員への一斉メールによる安否確認や出動可能の確認などの検討を開始したところであります。

最後に、今回、施設の被災がなかった消防と斎場についてですが、消防は事前に対応会議を実施し、庁舎施設等の点検、災害対応への準備を整え、また斎場においても、委託業者と事前に打ち合わせを行い、災害対応について、再度、共通認識を行ったところであり
ます。

次に、2点目となります。ごみ処理施設衛生センターの新設用地確保及び建設整備についてお答えいたします。

新設用地の確保につきましては、平成30年5月に設置いたしました一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会で検討を重ね、先ほどの議員全員協議会において最適地候補1カ所をご報告させていただいたところでございます。

今後のスケジュールであります。用地につきましては、2月下旬に那須烏山市の議会へ、3月上旬には那珂川町の議会へ報告し、その後、地元自治会への説明を行い、ご理解をいただく予定でございます。

また、建設に向けてのスケジュールは、令和2年度、3年度の2カ年で、ごみ処理施設整備基本計画等を策定し、その後、生活環境影響調査等を実施し、令和6年度から建設工事を開始し、令和9年度の稼働開始を予定しているところでございます。

3点目となります。一般廃棄物焼却残渣の廃棄物処理についてですが、一般廃棄物焼却残渣の処理につきましては、議員がおっしゃるように、当組合の焼却残渣は群馬県草津町と山形県米沢市にあります民間の最終処分場へ搬出しております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、一般廃棄物は、市町村に処理責任があり、区域内で排出したごみは、区域内で処理を行う自区内処理が原則であります。

このようなことから、当組合としましても、この自区内処理の原則に則り、自前の最終処分場の必要は感じているところでありますので、今後、財政状況を勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（阿久津武之） じゃあ、平塚議員。

○10番（平塚英教） ありがとうございました。

それでは、一問一答ということでございますが、大変詳細にご回答いただきましたので、私も、まとめて1回でおしまいになりたいと思います。

台風19号の被災でございますが、地球の温暖化という中で、非常に異常気象が毎年続いておりまして、このような災害が今年も起こる可能性もあります。そういう中で、この

広域行政の果たしている役割というのは、文字どおり、命、生活に直結するような事業がほとんどでございます。

そういうものから、ぜひ今回、本当に大変な思いをされて、不眠不休で復興に当たっていただきまして、ありがとうございました。

それを踏まえて、教訓を引き出して、今後それぞれの部局というか、中で十分話し合いを進めながら、さらなるそういう危機管理体制と安全対策を打っていただきたいというふうに思います。

2つ目のごみ処理センターについては、大体、今、計画というか、スケジュールがお示しになりましたので、できる限りこれを進めるに当たっては、さまざまな障害やいろいろな問題はあろうかと思うんですが、十分、特に地元との話し合いというか、要望も十分聞きながら進めていただけるようお願いをいたします。

3つ目でございますが、これは検討されるということでございます。ぜひ、これから人口がどんどん減っていくような状況を迎えるわけでございますが、そういう中で、この処理については、さらなる広域化も視野に入れながら、一般廃棄物の焼却残渣最終処分場を検討されるようお願い申し上げまして私の一般質問は終わります。

○議長（阿久津武之） それでは、10番平塚英教議員の質問は終わりました。

5分の休憩にします。

【休憩】（午後 2時32分）

【再開】（午後 2時36分）

○議長（阿久津武之） 再開いたします。

次に、4番益子明美議員の発言を許可いたします。益子明美議員。

〔 益子明美議員 登壇 〕

○4番（益子明美） 4番益子明美です。通告書に基づき、2項目について一般質問を行います。

皆様、お疲れのところとは存じますが、もう少しおつき合いいただきたく思います。また、組合執行部の簡潔な答弁をお願いいたします。

1項目め、台風19号による衛生センター、ごみ処理焼却施設の災害対応について伺い

ます。平塚議員の質問とも重なる点があるかと思いますが、通告をしておりますので、お許しいただきたいと思います。

昨年10月に上陸した台風は、関東から東北を通過し、半日で降った雨の量が120の地点で観測史上1位となるなど、東日本と東北の広い範囲に記録的な豪雨をもたらしました。

那珂川の水位も上昇し、越水するなどして、衛生センターごみ処理焼却施設は浸水し、被災いたしました。ごみの焼却が一時ストップするなど、ごみの搬入などに支障を来しましたが、幸い短期間で焼却を再開でき、市民生活への影響を最小限に抑えることができました。職員の皆様には大変ご苦労さまでありました。

しかしながら、近年の気象状況などを考えると、台風19号のような災害がいつ何どき起きるかわかりません。そこで伺います。焼却炉や施設等は、新衛生センターが建設されるまで、あとおよそ7年ほどありますが、その間、修繕するなどの必要性がないのでしょうか伺います。

2つ目として、台風等による那珂川の増水による災害は、今後もいつ発生するかわからない状況にありますが、今回のような浸水被害を防ぐ方法を考えているのか、お伺いいたします。

2項目めとして、那須南病院の大規模改修について伺います。

今年度、コンサルに委託していました那須南病院大規模改修基礎調査等報告書（案）が示されました。議会には概要版として示されましたが、その内容には財政収支計画や将来の経営予測などもなく、議会として審議するには不十分なものと言わざるを得ません。

この調査をもとに、整備検討委員会で協議を重ね、基本構想を当初、病院運営委員会の説明では9月を目途に策定していくとしていましたが、十分な協議をするには期間が短過ぎるのではないかと考えていました。

しかし、けさの全員協議会での説明は、来年2月までを目途と変更になりました。十分な協議をするには期間が必要と考えた結果と考えますが、組合長の考え方をお伺いいたします。

2つ目として、基礎調査により示された建設費用は、当初想定された額よりも高く、多大なものとなっています。その額は大規模改修で48億8,600万、現地建て替え案で、75億3,700万、移転建て替え案で76億8,200万となっています。

病院の経営状況や南那須地域の将来人口を考えたときに、示された建設費用では、将来の負担は相当に増大いたします。両市町が負担する適正な費用はどれくらいと考えているのか伺います。

3つ目として、医療機能の充実、拡大の改善事項の中で、診療科の増加として、婦人科の設置を掲げています。婦人科の設置に関して、経営面からも検討されているのかをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○組合長（川俣純子） 益子議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

1点目、台風19号による衛生センターの災害対応に伴う、ご質問の1つ目、焼却炉や施設等にかかわる新設設計までの修繕の必要についてであります。ごみ処理施設等の各種施設、機械類の点検整備につきましては、毎年度実施しており、施設の安全かつ安定した運営管理に努めているところでございます。

また、修繕にあたっては、修繕計画に基づき実施しておりますが、点検業務の中で随時見直しを図っており、現在の施設の運転を行っていくに当たり、設備機器の対応年数等を考慮したうえで必要とされる箇所の改修工事を適宜行うことを業務として進めている所存であります。

2つ目、保健衛生センターの浸水を防ぐ方法についてであります。ご承知のとおり、台風等により、那珂川の増水による被害は、今後も、いつ発生するかわからないものです。施設への浸水を防ぐ対策等については、現在、災害復旧事業の進行にあわせて検討しているところであります。

なお、今回の台風水害では、主にごみ処理施設の出入口シャッターのすき間から入水により、地下室内の電気機械設備等が水没し、焼却炉の運転ができなくなったものですから、施設に設置されているシャッター等の浸入水をいかに防ぐか、また、浸水した浸入水をいかに建物外へ排出するか等の観点から、今後の対応策について検討を行ってまいりたいと思います。

2点目の、那須南病院の大規模改修についてお答えいたします。

1つ目の基礎調査報告書に基づき、基本構想9月をめどに策定するのは期間が短すぎないかについては、全員協議会でご説明したとおりでございますので、3月中には取りまとめる予定でございますので、私としましては、同じように、ゆっくり考えて、検討させていただきたいと思っています。慌てて病院をつくって、どうなのかなと思いますので、運営委員会、そして評議会とあわせて検討して、時間をかけて、いいもの、皆さんに理解してもらえるものをつくっていきたいと思っています。

2つ目、両市町が負担する適当な費用はどれぐらいか考えているかでございますが、地方公営企業として運営される那須南病院は、みずから経営による受益者からの収入をもって

サービス等を提供するための経費に充てることが原則となっていますが、一方では地方公営企業法により、政策医療にかかわる経費等については、一般会計等において負担するものとされています。

しかしながら、病院の再整備は、大規模事業となりますので、活用できる補助金の確保に努めるとともに、外来収益、入院収益など、医療収益の増収につながる施策を取り組むことなどして、自己資金の確保もあわせて行います。

また、事業費の縮小ができないか、事業規模、事業手法などの検討を行い、構成市町の負担軽減に取り組んでまいりたいと思いますので、コンサルもはいますことですから、お互いに厳しく見はって、きちんと経費を削減し、そして新しい病院に向けられるようにしていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

3つ目の婦人科を設置することについては、経営面からも検討されたのかについてであります。那須南地区内には婦人科を標榜する医療機関がないため、これまでも地域住民の方々から婦人科の新設を望む声が多く寄せられてきましたので、新設科目のとして入れました。

今後、策定予定の施設整備基本構想の中で、医師の確保も含め、経営面からも十分検討してまいりたいと考えておりますので、以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○4番（益子明美） 再質問をさせていただきます。

まず、衛生センターごみ焼却施設の災害対応についてです。修繕計画等、適宜、点検業務の中でされているということで、今回の被災に関しての修繕は、点検をして、修繕をされました。毎年度の点検の中で、施設の点検はされていると思うんですが、今回の被災に関して点検は十分であって、被災に関する修繕等というのは、老朽化以外には起こってこないというふうに、点検業者はそういうふうにおっしゃっているのかどうか、まず、1点確認いたします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問にございました修繕業務にかかるところについてということで、今回被災した部分が、今後、修繕にかかってくるかどうかということでしょうか。先ほども組合長のほうから答弁があったところなんです。修繕業務につきましては、毎年度、炉内清掃を行うたびに、機能点検整備というの

もあわせて実施しておりまして、その中で経年劣化による傷んでいるもの、また、今回の水害などで突発的に傷んでしまったもの等が、時間の経過とともに新たに発見されるというようなところもあるかと思えます。

ですので、来年度、令和2年度につきましては、そういったところも十分点検調査のうえ、修繕業務のほうは行っていきたいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 毎年度の点検業務の中で、しっかり点検していただいて、水害などの突発な事故に対するそういった施設の機械の故障とか、そういうのがなるべく起こらないような形で対応していただきたいと思うんですが、そこには、やっぱり災害をどのように食い止めて、予防していくかということがあると思うんですけれども、先ほど、出入口シャッターのすき間から浸水して、そこをいかに防ぐか、対応を適宜検討していくことですけれども、また、すぐ台風の季節がやってきますよね。これは早急に検討していただく課題だと思うんです。

浸水を、出入口のシャッターにすき間があるというところを防ぐための対応策というのは、どういったことが考えられるのか、お伺いします。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） ただいまご質問がございましたシャッター部分の出入口等の対応というところになるかと思うんですが、確かに、浸水が、今回、大きく水が入ってきたところというのは、シャッター付近になろうかなということで、こちらも考えているところです。

そういったところを、今後、十分検討したうえで、対策を行っていくということで考えているところなんですけど、いろいろと、まずやり方というものはございまして、例えば周囲に土のうを積むとか、またはシャッター付近の箇所についてのみ、止水板とか防水扉など、いろいろなやり方がございます。もちろん、費用対効果ということも考えながら、その辺は実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、それにあわせまして、全く浸水をゼロにするということについては、なかなか難しい部分もあるかと思えますので、そういったことも考えながら、万が一に浸入してしま

った場合に、外への排水ということで水中ポンプ等の設置、そういったものも考えてまいりたいということで、現在検討しているところです。

以上になります。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 今年度の予算を見ると、特に何かを、そのために、予定しているわけではありませんよね。ということは、補正で対応しない限り新たな施策を講ずるということはないというふうに考えられるんですけども、土のうを積むということであれば、土のうの確保というのがあると思うんですけども、そのシャッターの出入口を塞ぐほどの土のうというものの準備は、今のところできているかどうか。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） 土のうになりますと、やはりなかなか台風が来る直前でというわけには行かないと思います。その辺の作業性であったりとか、というところも含めまして、土のうが1つの手法であるというような位置づけで考えておきまして、なかなか簡単に積み上げられるような土のうでもありませんので、そういったことも含めまして検討しているところなんです。予算的なお話についてなんです。今年度、災害復旧工事なども行いながら、また、諸々の修繕、また、工事等も実施しておきまして、その中で予算的に対応できる部分については、少しでも対応できればということで考えていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） よく答弁がかみ合っていないかなというふうに思うんですけども、まず、1つ、土のうを積むという考え方があったときに、土のうは積むのが大変だからというふうにおっしゃいますけれども、予算を計画してない中で、一番できるのかなというのは、土のうを用意することなのかなというふうに考えたうえで、お聞きしているんですけども、ほか予算の余った中で何かできるということを具体的に、今の答弁の中では、何かしら考えているのかなという雰囲気がありましたけれども、考えているのかどう

かということをお聞きしたいと思いますが、台風は毎年やってくるんですよ。9月までには、そういうことも、方針も、計画も決めなくてはいけないという、早急に対応しなくてはいけないというところをどういうふうに考えているのかというのが一番重要な点だと思っているんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（阿久津武之） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（石嶋賢一） 失礼いたしました。

土のうにつきましても、確かに費用的にかかる、また、時間的にもかかる、そして、耐用年数的なものもあるということで、現在、難しいと考えております。現在、なお予算的なものも含めまして、特段、とっ散らかっているという段階ではございません。

その中で、今回まずは対応できるというところで、水中ポンプなど、そういったものについては、今年度の予算でも対応できるのではないかとということで、その辺も予算の執行状況等も見ながら対応していきたいと考えてございます。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 水中ポンプは、もう水が入っちゃったら、くみ上げるためのものですよ。その予防の、水が入らないということをどのように考えていくんですかということでお伺いしていたわけですが、その辺は考えていないんですかね。多分、考えていないから、こういうやりとりになっちゃうのかなというふうに思うんですけれども、早急に、もう今年度予算が通っていますので、その予算内でできる範囲のことは、せめて9月までには、台風のシーズンまでには対応していただく。その前に、基本的な方針が固まって、例えばシャッターを直すとか、そういうことがあるんだったら補正でも対応していただくということを、きちんと今年度、令和2年度の台風シーズンまでに、決定していただけるのかどうかということだけ、確認させてください。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 所長がいろいろ申しあげましたけれども、決して現予算内で、来年度の予算内でこれらをやると、対応するということは決してなくて、対応方法がまだ決定しておりませんので、その対応によっては、皆様のご協力いただきながら、補正

予算等で対応することは十分考えておりますので、まずは今からでもこういった方法があるのか、市町の担当職員とも協力しながら、まずは対応策について検討させていただきたいと思えます。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 局長がそういうふうにおっしゃってくださったので、きちんと対応を協議していただき、次の台風が来るシーズンまでには対応していただけるというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

それから、それでもやっぱり浸水してしまって、今回のようにごみの処理をどこかの広域に頼むということは考えられるわけですね。そういった場合に、今回の経験を踏まえて、例えば塩谷広域とか、芳賀広域とか、那須広域と事前に協定を結んで、お互い災害のときには、ごみの搬入、焼却についてお互い助け合いましょうという、そういった協定を事前に結ぶ考えはありませんか。協定を結んでいれば、もう、それにのっとってスムーズに流れますので、浸水した、ごみが焼却がストップしたらどうしよう、どこかに頼まなきゃという時間的なロスを防げますので、協定についてお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（阿久津武之） 事務局長。

○事務局長（塩野目修一） 益子議員のおっしゃるとおりだと思います。

今回の件に関しては、実は事務局長レベルで話をしておりまして、こういうふうになったときは、お互いに協力しようねということで、事務レベルでは話ができておりました。ただ、議員がおっしゃるような、協定書等は締結しておりませんので、今後、局長が変わった際にもスムーズな事業できるように、協定書の策定については十分検討させていただきたいと思えます。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 組合職員の皆さんも、順次、入れ代わり等ありますので、ぜひ、どなたがなってもわかりやすいように協定をしっかりと結んで、早急に結んでいただけるよう、準備していただきたいと思います。

それでは、1番目の衛生センターの災害対応については終わります。

2番目の那須南病院の大規模改修について伺います。

組合長の答弁で、当初9月ぐらいを目途に、方向性を立ててという話を、1年間かけてゆっくり検討するというふうに方向転換していただきました。1年間で十分かどうかというのもありますけれども、少しそういった考え方をしていただいたということは、ありがたいことかなというふうに思っています。

それで、先ほどの答弁の中で、公立病院は地方公営企業法に基づいて運営されていますので、どうしても一般会計からの繰入金というのは法的に認められていますよね。しかし、でも、やはり独立採算というのを目指すというのが原則ということがあります。ですから、今回、経営の改善のためのコンサルなんかもとっていますし、ぜひその中で、どうやったら独立採算を目指していけるのかというところまで踏み込んで考えていただくということをしていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） おっしゃるように、経営診断を含めまして、よりよい経営にしていきたいと思います。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 病院長からそういうふうに言っていただけて、本当に病院の皆さんには大変な思いで、日々御苦労なさって仕事されている上に経営のことまでというふうには思いますが、ただ、人口減少が歯止めをかからない状況があって、新しい病院が建て、30年後、40年後、この南那須広域にどれだけ人口がいるのかということがあるんですよね。

今回のこの病院の改修の基礎調査の中で、150床というのは変わらないというふうに考えているんですが、150床というのを、時間経過とともに、表なんかを見ますと、20年後なんかは、那須南管内では入院患者数が100人を切るという状況もありますので、そういった規模を縮小する考えを基に考えるというのも1つだというふうに思うんですが、その辺はいかががお考えになりますか。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） おっしゃるように、人口減少とともに高齢化というものが、しばらく、ここ十数年間は、まだ続くだろうと考えております。その中でどのようにしたら地域の方々の医療を支えられるか、ということを考えていかなければならないかなと思っております。

そうしますと、まずは、どういうタイプの病床にしていくかということがあります。現在、一般病床を中心にやっておりますけれども、やがては、やはりご高齢の方々を対象とした病床に転換をしていかなければいけないことも十分考えられるかなと思っております。

さらに、その先に人口減少があるというふうな図式だと思っております。それを達成するためにどうしたらいいかといいますと、昨今、国の方針からいいますと、非常に患者さんのアメニティーといいますか、療養環境を整えるために、一床当たりの占有面積、必要面積というのが非常に広く求められる基準が変わってきています。

現在の我々の病院の急性期病棟ですと、なかなかそれが達成できない。古い基準の建物です。そういう意味では、今後、自由に医療関係に合わせて病床の質を変えていくというときに、それがしやすい器というものがやはり必要なかなというふうには考えておりますし、ベッド数を将来的に減らしていくということについても、いきなりドンと3分の2とか、半分とか減らすというのは、いわゆる激変というか、住民の方にとっても負担を強いる。ですから、やはり無理のない、徐々にの減らし方というのが適切なかなと考えておりますし、それが可能にするためには、やはり自由度の高い設計の建物が必要なかなというふうには考えておるところです。その辺は自由に軟着陸できるような、そういうやり方ができるような場所が、やはり、今後リニューアルするためには必要かなと、そういう基本的な考え方を持っております。

以上です。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 病床数を減らすと、地方交付税の交付金算入が減るということも考えられますし、比較検討して、どっちがいいのかということも十分考えなくてはいけないというふうに思いますが、ただ、ダウンサイジングをすることによっては、国として必要な支援をするという考え方も最近では示されているんですよね。ですから、その辺の地域医療構想の中で、国の動向も見定めつつ計画を立てて、将来的な展望に立って、立てていけないといけないのかなというふうに思っています。

国の施策もどんどん変わってきていて、医療圏、栃木県だったら栃木県の医療をどうい

うふうにしていくかというのは、人口減少によって変わっていったり、1次救急、2次救急、3次救急の役割をどういうふうにまとめていこうとか、いろいろあるみたいなんですけど、それは先生のほうがご専門で、よくわかっていらっしゃると思うんですが、ただ、ダウンサイジングを、今、病院長がおっしゃられたような形で、建物は建てたけど、病床数は減らすということと、最初から小さい建物にしてやっていくということの比較検討というのは、やっぱりされないで、どちらが将来的にいいのかというのは、また別なのかなというふうに思ってきますと、病院側として見れば、やっぱり地域医療の需要と供給のバランスを考えながら、段々に減らしていくというのがいいという考えはもっともだと思いますが、なんせ本当に南那須広域の構成している両市町は、本当に人口減少があって、財政規模も縮小して大変な状況にあるわけですね。ですから、負担金、補助金も、それに比べて、年々増えていっている状況があって、病院にかなりの財政援助をしている状況が実際あるわけですね。

それも、本当にここの地域の人たちが、病院にお世話になるということから、もっともなことだとは思いますが、やっぱりこれからは両市町が存続することを基本に考えていかないと、病院も存続できないということになってしまうので、本当にその辺は、病院長の思いはもっともだというふうに思うんですが、コンサルもはいますので、経営的な判断と、新しい施設、または現地建て替えということを比較検討していただくということを、議会にも途中途中で示していただきたいんです。

今回も財政規模の話が本当に大まかでしか出てきていませんし、そういうのを示しながら、両市町の財政担当とのやりとりも始まったようですけれども、その辺も病院側も一緒になって考えていただかないと、理解を得られないのかなというふうに思いますので、その辺、重々ご考慮いただければと思うんですが、先生、いかがお考えになりますか。

○議長（阿久津武之） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 益子議員のおっしゃるとおり、今後、コンサル等の経営診断も含めまして、将来計画のもとに、このリニューアルについてもよく検討していきたいと思っています。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 3つ目として、婦人科の増科というんですかね。これは、きっと

組合長の思いというか、あると思います。私も当初小児科とか産婦人科とかがあれば、この広域に若い人が来て、どんどん人口増につながるのではないかというふうに思いがありました。

しかし、今に至っては、婦人科という増加が経営にとってプラスになるのかということも1つ考えていかななくてはいけないというふうに思っています。

先ほど、この南那須管内には婦人科を標榜する病院がないということをおっしゃっていましたが、那珂川町では、飯塚医院で婦人科を、週1回ですけど、やっています。そういうこともありますし、婦人科に通っている管内の患者さんがどの程度いて、どのような形で、どこに通っているのかということまで、やっぱりきちんと意識して、考えていただいたうえで、経営的に増設、増加したほうが良いということであれば、皆さん納得すると思います。

私も思いつ的には、婦人科、本当につくってほしいと思うんですけど、やっぱり財政面が一番大事なことだと思っていますので、その辺もう少し慎重に検討していただくことを考えていただけませんかでしょうか。

○議長（阿久津武之） 組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに、どうしても欲しいというわけではないし、経営的に、やはり、あったら絶対いいことは事実なのは、益子議員も同じだと思うんですけど、確かに、産婦人科だとすごい経費がかかりますけど、婦人科ですと、今、正直言って那須南で女性の健康診断をするときに、婦人科がないので、どうしても二重手間になってしまうので、ほかの病院を選んでしまう方が多いんですよ。それにあたっては、マンモグラフィーは確かあるんですよね。ですから、あわせて子宮のほうの健診もできるようになりますと、それは女性の検診者がふえるということにもなりますし、自分もなりましたけど、更年期になりますと、誰かにご相談したいという気持ちも出てきますし、今、思春期外来もありますし、そういうことをしていただけることで女性が居やすくなるのは事実だと思いますので、そういう方向では考えています。

年間出産自体が、この2つの町と市で、きっと200件はないと思いますから、産科で経営をやれと言ったら、ちょっと難しいと思います。ですから、婦人科であれば相談とか、そういうので、実は、木村先生のところのお譲さんですよ、私もお父様には何度も週1だけ来てくれませんか頼んでいたり、もともとあった、具体的に言えば、北沢先生も退官にそろそろならないかなと思って、そうしたら週1やってくださいというので、今、も

う一人いらっしゃるので、そうすると週3回来てもらえるようになれば、違うのかなと思って、実際に手術をするとかそういうのでなければ、逆にちょっと高齢な方とか女性の方が対応して下さったほうが、相談に行く人にはかえって優しいのかなというのもあるので、その辺を検討させていただいて、十分な経済的なものわかれば本当に増設したいと思っています。

ただ、需要がないようであれば、私自身だったり、それは組合長として増設しろとは言えませんので、その辺は考えさせていただきたいと思います。

○議長（阿久津武之） 益子議員。

○4番（益子明美） 組合長のお考えはよくわかりましたので、ぜひいろいろな面から考えていただければなというふうに思います。

私は病院の改修改築に反対しているものではありませんし、この那須南病院がこの地域の2次救急として、本当に必要なものであるというふうに心から思っています。ただ、両市町の財政と、この南那須広域の人口減少を考えたときに、30年後、40年後はどういった病院がふさわしいかということが一番の念頭において、計画を立てていただければというふうに思って質問をさせていただきました。

1年間かけて、十分検討、協議していただくとと思いますので、ことあるごとに、議会にも相談をかけていただいて、よりよい計画となることをとの思いで質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（阿久津武之） 4番、益子明美議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本定例会に附議された事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これもちまして、令和2年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

[午後 3時16分閉会]